

紀美野町第3回定例会会議録

令和4年9月13日（火曜日）

○議事日程（第2号）

令和4年9月13日（火）午前9時00分開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 67号 財産（土地）の取得について
- 第 3 議案第 68号 工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第 70号 令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について
- 第 5 議案第 63号 工事請負契約の変更について
- 第 6 議案第 69号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の補欠選任の同意について
- 第 7 発議第 2号 安倍元首相の国葬の中止を求める意見書案について
- 第 8 選任第 1号 常任委員の補欠選任について
- 第 9 選挙第 3号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の補欠選挙について
- 第10 議案第 50号 令和3年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第 51号 令和3年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第 52号 令和3年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第 53号 令和3年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 議案第 54号 令和3年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 議案第 55号 令和3年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 議案第 56号 令和3年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 議案第 57号 令和3年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第18 議案第 58号 令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○会議に付した事件

日程第1から日程第18まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	桐山尚己君
3番	藤井基彰君
4番	上柏皖亮君
5番	七良浴光君
6番	田代哲郎君
8番	北道勝彦君
9番	向井中洋二君
10番	美野勝男君
11番	美濃良和君
12番	伊都堅仁君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	小川裕康君
副町長	細峪康則君
教育長	東中啓吉君
消防長	家本宏君
総務課長	坂詳吾君

企画管財課長 中 前 貴 康 君
住 民 課 長 東 浦 功 三 君
税 務 課 長 坂 昌 美 君
保健福祉課長 森 谷 善 彦 君
産 業 課 長 吉 見 將 人 君
建 設 課 長 米 田 和 弘 君
教 育 次 長 曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者 太 田 具 文 君
水 道 課 長 長 生 正 信 君
まちづくり課長 湯 上 増 巳 君
美里支所長 (湯 上 増 巳) 君
代表監査委員 菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井戸向 朋 紀 君
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。
（午前 9時00分）

○議長（伊都堅仁君） これから、本日の会議を開きます。

本日、執行部より議案第67号から第70号、美濃良和議員から発議第2号の提出があり、また、議長から選任第1号及び選挙第3号を提出しています。

先ほどの議会運営委員会において、議案第67号、第68号及び第70号については、本日説明のみとし、審議は21日予定の本会議と決まりました。

また、発議第2号、議案第69号、選任第1号及び選挙第3号については、本日、採決、選任、また選挙を行うことになりましたので報告します。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言を願います。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は6人です。

それでは、通告順に従い、順次質問を許可します。ただし、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

初めに、11番、美濃良和君の一般質問を許可します。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） おはようございます。

それでは、議長さんのお許しを得まして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、インボイスの対応についてお聞きします。

来年の10月からインボイスの制度が開始される、このようになってきております。この件による町の影響はどうか。そういうことについての予想はどうか。また、それに対して町としての対策はどう考えておられるのか。

また、以前の議会にシルバー人材センターからの依頼で、国へ意見書上げましたけれ

ども、内容はともかくとして、置いときまして、この制度の受ける影響は大きいというふうに思われます。町としても、国に対し中止あるいは延期を求めるべきではないかというふうに思いますが、お聞きしたいと思います。

次に、安倍元首相の国葬に対する対応についてお聞きしたいと思います。

安倍元首相が遊説中に銃撃に遭って死亡するというふうな、近代国家にあってはならない、そういう事件が起きました。亡くなられたことについては、大変お気の毒に思います。しかし、この安倍晋三氏は森友、加計、桜を見る会と、公私混同するというふうに、大変問題もある方でありました。また、国会の場で118回もうそを言うということで、かなりひんしゆくを買う方でありました。

この安倍晋三氏の葬儀に対して、今の憲法では政教分離として、宗教行為は禁じられています。国費をもってやるのは禁じられております。そういうことで、また法律もない、このような状況で国葬をするということについては問題があるというふうに思いますが、しかし、もしこの国葬が実施されるというふうなことになってまいりますと、町としてはどのような対応を考えられているのかお聞きしたいと思います。

次に、物価高の対策ということでお聞きします。

物価高に直面する建設業者や、学校給食等への支援として地方創生交付金の活用が国のほうで認められました。町のこの点についての対応をお聞きしたいと思います。

次に、町の非正規職員、この町では会計年度職員ですね、このことについての待遇についてお聞きしたいと思います。

新自由主義政策が1980年代から執られまして、自治体では定員削減、人件費抑制などの施策が国からすすめられてきました。その中で非正規職員、この町では会計年度職員の割合が増えてきています。今、全国的にも雇い止めの問題やら、低賃金の問題が起っておりますけれども、紀美野町においての状況についてお聞きしたいと思います。

次に、台風時期を控え、洪水対策についてお聞きいたします。

台風シーズンが迫りまして、以前から問題になっている河川の状況と対策はどうか、特に、福田、西野、下佐々、花野原等の以前からの災害の出るところ、また、おそれのあるところについてはどうであるのか、お聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、美濃良和君の質問に対する当局の答弁を求めま

す。

総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長(坂 詳吾君) おはようございます。

それでは、私のほうからは、美濃議員の1番目のインボイスの対応について、2番目の安倍元首相の国葬に対する対応について及び4番目の町の会計年度任用職員の待遇についての御質問にお答えいたします。

まず初めに、美濃議員の1番目のインボイスの対応についての御質問にお答えいたします。

令和元年10月1日に消費税の軽減税率制度の導入により、消費税の中に複数の税率が存在することとなりました。このような状況下で、インボイスとは、売り手が買い手に対し、正確な適用税率や消費税額を伝えるもので、現在の区分記載請求書に登録番号、適用税率及び税率ごとに区分した消費税額等の記載をしたものとなります。インボイス制度は、売り手であるインボイス発行事業者が買い手である取引相手から求められた場合はインボイスを交付しなければならず、取引相手は原則として、インボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等を行うことで適正に仕入税額控除を計算し、この控除の適用を受ける制度でございます。

議員御指摘の町への影響についてですが、地方公共団体であっても国内において資産の譲渡等を行う限りにおいては、民間事業者と同様に消費税の納税義務者となり得るものでございます。現在、紀美野町のかみふれあい公園運営事業、東部簡易水道事業の特別会計と西部簡易水道事業の公営企業会計と三つの会計で申告義務があり、これらの会計で対応が必要であることはもちろんであります。

また、申告義務のない一般会計を含むその他の会計においても、買い手としての立場とすれば基本的に影響はありませんが、公共施設の貸出しや資産の売却のように、売り手の立場としては、取引の相手方が仕入税額控除を行うためには、インボイスの交付が必要となります。

まず、町としては、制度開始となる令和5年10月1日からインボイス発行事業者となるべく、個々の会計ごとに登録申請を進めているところでございます。

次に、インボイス発行・保存機能や申告の際の仕入税額控除計算への対応と、今後公会計システムや公営企業会計システム等のシステム改修が必要となる予定で、現在シス

テムベンダーにおいて開発が行われているところでございます。

また、町としても国に対し、中止あるいは延期を求めるべきではないかという御質問ですが、インボイス制度は町民の支払われた消費税が正確に納付されるよう、国の進める制度でありますので、町としては適切に進めてまいります。国に対し、中止あるいは延期を求めることは考えてはございません。制度の理解と周知が図れるように進めておりますので御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、インボイスの対応についての答弁とさせていただきます。

続きまして、美濃議員の2番目の安倍元首相の国葬に対する対応についての御質問にお答えいたします。

故安倍晋三国葬儀につきましては、令和4年9月27日の午後2時から東京都の日本武道館で執り行われることが公表されています。町としてどのような対応を考えられているかの御質問ですが、現在、国や県よりこれに関する通知はございません。このため、現時点において、対応については明言できる状況ではございませんので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、安倍元首相の国葬に対する対応についての答弁とさせていただきます。

続きまして、美濃議員の4番目の町の会計年度任用職員の待遇についての御質問にお答えいたします。

紀美野町職員数は現在181人であり、紀美野町定員適正化計画に基づき適正に管理を行っておりますが、多様化・高度化する行政サービスや新型コロナウイルス感染症への対応等により、増加する業務を担うべく、会計年度任用職員制度を有効に活用し、業務を行っております。会計年度任用職員数は、令和4年9月1日現在170人、うち複数職種任用者は10人です。会計年度任用職員は正職員と同様に、平等取扱いの原則及び能力実証主義により、任期ごとに客観的な能力の実証を行った上で任用を行うこととされています。募集の段階で、一会計年度での任用を募集要項へ記載し、任用される職員も了承の上、一会計年度ごとの任用を行っております。また、翌年度においては、業務の必要性を検討した上で任用を行っており、任用期間中におけるその会計年度任用職員の人事評価結果をもって、新たに任用を行います。従いまして、雇い止めには当たりません。

次に、会計年度任用職員の給与につきましては、地方公務員法で、その職務と責任に応ずるものでなければならず、また、職員の給与は国及び他の地方公共団体の職員並び

に民間事業の従事者の給与その他の事業を考慮して定めなければならないこととされ、条例によって定めることとされています。したがって、当町では、紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第4条及び第16条に規定されており、紀美野町職員給与条例別表第1行政職給料表（一）、同表第2行政職給料表（二）を基礎に、職務の特殊性等を考慮し、他の自治体等を参考とした上で決定しております。

また、会計年度任用職員の制度開始により、期末手当が支給され、処遇改善もされているほか、最低賃金の改定に伴い、見直しも毎年行っております。

会計年度任用職員の給与につきましては、今後も引き続き、国や近隣自治体の動向等を踏まえて、適切に対応していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、町の会計年度任用職員の待遇についての答弁とさせていただきます。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

（産業課長 吉見将人君 登壇）

○産業課長（吉見将人君） おはようございます。

美濃議員の3番目の物価高騰対策についての御質問にお答えさせていただきます。

ロシアのウクライナ侵攻による資源価格の高騰に加え、円安による輸入物価の上昇により、国内でも様々な物の値段が上昇してございます。これに対し、国では住民税非課税世帯に対する支援金制度や、燃料の負担軽減、物価の安定化に取り組むと示されました。

さて、当町における物価高騰対策でございますが、建設事業者を含め、町内事業者に対し、飲食宿泊サービス業等支援給付金の制度により支援してございますし、水道基本料金の6か月の減免措置、今回の議会で医療福祉サービス事業所に対する物価高騰支援を提案してございまして、これらの財源に地方創生臨時交付金を充当してございます。

また、学校給食についてでございますが、当町では、よりよい教育環境の整備を行い、子育てしやすいまちづくりを目指し、令和3年4月より町内の小・中学校の給食の無償化を実施してございます。そのため、学校給食について、地方創生臨時交付金を活用することはできませんので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

今後におきましても、国・県において物価高騰に対する支援が継続されるものと思えます。町としましては、国・県の支援を補完していくなど、景況状況に注視し、必要な

支援策を提案してまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、物価高騰対策についての御質問に対する答弁とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長 (米田和弘君) それでは、私のほうから5番目の台風時期を控えての洪水対策についてお答えいたします。

近年、地球温暖化等による局所的な豪雨により全国で大規模な水害が発生しており、洪水時の被害を最小限とするため、日頃より地域の水害リスクを認識し、防災情報や気象情報などについて御理解いただくことが重要であり、町におきましても、これからの台風シーズン到来により、一層警戒を強めてまいりたいと考えております。

さて、議員御質問の河川の洪水対策ですが、現在、和歌山県によって、河川の流速の調整や、経常的な流路を確保するため、貴志川の紀の川水系貴志川圏域河川整備計画が策定されており、今後、順次、上流へと展開される予定となっております。

また、当計画以外でも、護岸損傷や土砂堆積箇所については、河川の疎通機能を十分発揮できるよう、河川管理者である和歌山県に対し、部分的な要望を継続して行っており、昨年度は、下佐々地区飛ノ瀬の岩掘削や浚渫、西野地区蓑原橋下流の岩掘削、毛原中永宝橋下流域の浚渫を行っていただきました。

今後も、引き続き、随時、河川の状態を確認しながら、県当局に継続的な浚渫等の要望を強く行い、しっかりと協議をしながら対策を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、台風時期を控えての洪水対策についての答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) まずインボイスについて、もう一度お聞きしてまいりた

いと思います。

インボイスというのは、小規模の業者ほど、いろんな負担がかかってくる、そういうふうなことになるかというふうに思うんですね。大体、1,000万円以上の課税業者については、何も変わらないというふうな形になるのではないかというふうに思いますが、その仕入れですね、仕入れのもので、要するに非課税の商いをされている方、この方々が納入する場合に、納入した相手先からインボイスのナンバーを求められると。これについて、さきの答弁であったように、その交付というんですか、ナンバーを渡せばいいんですけど、渡されない場合は、納入された業者がその分を申告のとき使えないから、その分を損すると。そういうふうな形で、要するに経費が減るんですね。そういうふうなことであるので、小さな業者はそのインボイスのナンバーを渡さない場合には、納入業者から替えられると、あんたともうええから、インボイスのナンバーもらえるところにするよという、そういうふうな形になってくることが問題だというふうに聞いております。

うちの町にとっても、いろんな資材等納入を受けてると思うんですけども、そういうふうな方々に対しての対応についてはどうであるんか、その辺はどうですか。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前 9時22分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午前 9時25分）

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 美濃議員から御質問いただきました町が購入をしたときにという御質問であったと思います。先ほど、総務課長が答弁した中で、町とすれば、一般会計は非課税であったと。現在のところ、ふれあい公園、そして東部簡水、西部簡水は課税事業者ということで消費税も納めてるということでもありますので、会計ごとに対応も変わるということになります。ただ、一般会計が購入しているものについては、一般会計は非課税でありますので、町内の皆さんからいろんなものを購入したときに、そういった少額であっても、それは全然問題がないということになります。

ただ、申し上げたように、東部簡水、西部簡水、ふれあい公園、さらに今後、ほかの会計におきましても、そういうことが起きてくることは十分可能性ってありますので、町とすれば、逆に一般会計では町のいろんな施設の使用料とか、そういったものは収入としてもらう場合ですね、そんな場合には、うちが売り手になりますので、買い手である施設の借入れ事業者から求められたときには、それは発行していかなければならない、そういうことで登録はしていかなければならないというふうには考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、町長さんからいただいたんですけれども、1,000万円ですよね、課税業者が非課税になるのが。うちは、一般会計の場合は非課税だと、こういうことでよろしいんですね。そうなってきた場合に、今言われるところの町が売る場合ということになりますかね、その場合にはインボイスの発行ができなかったら、その分についての対応はどうであるんですか。

それから今言うところの三つのふれあい、水道、東部、西部、これについても今度仕入れをする場合に1,000万円以下の非課税の方から納入する場合については、その税金分を、要するに町が持つのか、業者に持たすんかと。その分を引いて渡すのかというふうな、極端な選択が迫られると思うんですけれども、その辺のところについてはどうなりますか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 御質問の、まず一般会計は非課税でありますので、1,000万円の限度額云々とかってというのは関係なしに非課税でありますので、消費税の納税義務は一般会計にはありません。しかしながら、申し上げたふれあい公園、東部簡水、西部簡水におきましては、もう現在も消費税は納めてるところであります。既に納めております、消費税は。ですから、今の場合にはインボイス登録なしの消費税は納めてるんですが、今後は、議員おっしゃられるように、インボイス登録してる事業所からのものでなければ、なかなか必要経費として認めていってくれないということになってきますので、そこらは適格請求制度に基づく、そういったものを登録している業者からの仕入れであれば、当然、消費税の必要経費として認められるんですが、それ以外は、認められないということになっておりますので、その辺については、今後十分考えながら進めていかなければならないというふうには考えております。

ですから、あと一般会計、特別会計のふれあい公園、東部簡水、西部簡水以外の特別会計においても、そういうことが発生することもありますので、そこらも慎重に考えて今進めているところであります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） まず、要するに一般会計については非課税、消費税は要らんのやと、そういうことであるので、関係ないということでした。

それで、ですから1,000万円以下の業者から納入しても、それは何ら支障がないということになるんですね。

そして、もう一つは、三つの、今言うところのふれあい、西部、東部の水道については、これは相手に、今町長も考えてられるということでしたけれども、何せ、1,000万円以下の商いですから、小さい、零細業者ということになってくると思うんです。その辺については、やはりその業者に対して、これはどうですか、やっぱりその分を、税金分をどこが持つかということですね。町が持つのか、それかその相手に小売値を下げて持たすんか、その辺のところはどうなってきますか。どういうふうにご考慮されますか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） すみません、先ほど一般会計の、まず申し上げたことで申し上げますと、一般会計は非課税ということで、消費税の納税義務はないということは、もちろんあるんですけれども、しかしながら、一般会計が売り手となることはあります。これは申し上げたように、町のいろんな施設であるとか、そういったものを貸し出して、使用料をもらっているということになりますので、その点については、一般会計は納税義務はありませんが、売り手となることはあります。ですから、一般会計もインボイスの登録が必要になってくるのかなというふうに今考えてるところであります。

もう一つ、議員おっしゃられるように、1,000万円以下の小規模な事業者は納税義務は今免除されてるといのは今のところではありますが、今後、インボイスが登録されていった中で、登録をしなければ、外されていくんじゃないかというような懸念は私たちも持っているところであります。その場合に、最終的に、要はインボイスというのは納められた消費税が、それがきちんと国のほうへ納められるということ、その正確性を期すということが大前提でありますので、消費税を、その分を誰が負担するかと

かというのは、負担すべき人が負担していかなければいけないのではないかなっていうような思いはあるんですが、ただ、小規模で細々やってる場合には、そういった制度をうまいこと理解して、できてるかなというような心配もこれはしてるところであります。ですから、来年の10月に向けて、もっともっと、そういったことに対する勉強もしていかなければいけないなというふうな思いは今持ってるところであります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） その登録業者になるかならんかは、来年3月ですね、税務署へそういうふうに申告しなきゃならんと。ですから、もうあんまり時間がなくなってきたと思うんです。今、町長さんも言われるように、誰が持つんかと、その税金分を。そうなってきたら、さきに言いましたように、零細業者にその税金分、あんたどこ、インボイス発行できやんのやったら、その分、うちが払わんなんから、あんたこの仕入値下げてもらわんとあかんで、そんなことを言われるんですかね。そんなことをすれば、零細業者ですから、大変負担が大きくなってしまいますよね。その辺について、どうであるんか。

それから、今、町長さん言われた、売り手になる場合、土地を貸したりとか、そういう場合については、これは登録ということになってくると、そら登録しといても、税金は払わんでもええと。一応、町の一般会計では税金を払わんでもええという、そういうふうな、制度的にはそういうふうになってるんですね。確認したいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 2点いただいたと思っております。まず、町の一般会計のことで申し上げますと、今言われたように、一般会計は消費税の納税義務はありません。けれども、売り手になることはもちろんあるし、現在も施設の使用料とかをいただいておりますから、そういうことで考えれば売り手になると。ですから、買い手であるところの施設の使用される団体なり、人から求められてくることはあろうかと思えます。ですから、そういうことも考えて、一般会計もインボイス登録は必要になってくるんじゃないかというふうに今考えているところであります。

もう1点のことについては、これは基本的には国の消費税、令和元年の10月でしたかね、8%から10%になったときに、8%のもの、10%のもの、そういう形に複数になってるということで、それを正確性を期すために、この制度が導入されるという

ことで、国の制度で進んでるんですけども、町とすれば、できるだけ町の立場で実際、いろんなことが町内の事業者の方々と動いていくわけですから、それはしっかりと考えていきたいというふうに思っております。現在のところはそういうふうに思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 要するに、何遍も申し上げてるんですけども、これから考えていくということであるのでということなんですけれども、結局、弱い者いじめのやり方ですよ、このインボイスっていうのは。今言われたように、複数税率ということから始まってきてると、そんなふうなことで、今、我々これから来年3月のときにどうするか、また実際に始まってくる、10月からどうするか、そういうことになっていくと思うんですけども、結局、小さい零細業者に対して、もうこのまま行ったら、そういう業者を泣かすわけにいかんということで、町としては、その分を持つべきではないかというふうに思いますが、その辺について、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 御質問にお答えいたします。

しっかり考えていくって私申し上げました。それは、どういう形で判断していくということになります。議員言われたように、それは町が持つのか、個人個人で持ってもらうんかとかっていうことが当然ありますので、そこはこれからしっかりと研究して、町としての判断は今後下していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） これについては、十分に弱い者いじめ、国が弱い者いじめですから、最後の、よく言われるところの防波堤は自治体だと、そういうふうに言われますから、そのところは十分に町のほうも考えていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

安倍元首相の国葬に関してですけども、現在、通知がないということでございます。今後、もう27日ですから、もうすぐですよ。その辺のところについて、通知がないということは、町として独自に考えた方がいいのか、その辺についてはどうなんですか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 町としてどう考えるんかって、今御質問であったかと思えます。先ほど、総務課長が答弁した、現在のところ、国なり県から、何らどうせえ、こうせえっていうのは通知が来てないということであります。

町とすれば、町民の方々にどうのこうのっていうことは申し上げるつもりはないし、弔意については、それぞれ個人にお任せしたいなと思えますが、町とすれば、約8年8か月の長きにわたって総理を務められた故安倍元総理でありますので、町とすれば半旗を掲げて弔意を示したいと、そういうふうに今考えておるところです。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） この安倍首相の、まずそのおじいさんの岸信介元首相ですね、この2人については、今の統一教会との非常に絡みが多かったということで、今、ネットを見ても、非常にこのことについての批判が出ています。

私どもは40年ほど前に、議員になった頃に、その集団結婚のために韓国に行くんやと、それも単に結婚に行くだけじゃなくて、お金持っていかなあかんということで、そのお金集めるために、若い女の子でも、ワゴン車のようなものにずっと、降ろされもて行って、1日募金活動して、夕方拾ってもらおうということで、私の近所へも来たりして、あちこちに、インチキ募金ですね、野の花の会とか、何とかの会という、ええかげんな名前の団体つくって、どここの災害で、たくさんお金要るから募金してくださいと。初めの家が田舎ですから、1,000円と書くと、もうずっと1,000円が並んでいくということで、時には勝手に名前書いて、そこに1,000円と書いて回るといって、そういうとんでもないことやってまして、私もあちこち、そのインチキ募金だから、やめよということで、警察も連れて行ったりもしたんですけども、そういうふうな、もう非常識極まりない団体ですね、若い女の子が時には暗くなっても、隠れてたりして、つかまえたりというようなこともあったんですけども、こういうふうな反社ですね、反社の団体、これ当然、もうカルト、邪教ですね、こういうふうなところと付き合い合ってた方あります。これに対して、この半旗としても、これは問題ではないんですか。そうすると、喜ぶのは統一教会ですね、自分たちのつながってるその人が、国でこういうふうな形になったと。そういうふうなことから考えても、一切、そういうふうなことをするべきではないというふうに考えますが、どうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） お答えいたします。

今、岸元総理のお話とか、統一教会とか、いろいろ出ましたが、いろいろ新聞紙上とか、マスコミで取り上げられていることは十分に承知しているところであります。

ただ、申し上げたのは、この日本国の総理大臣を8年8か月務めてこられたという方に対しての弔意ということです。ですから、安倍元総理に対してはいろんな評価される部分とか、そうでない部分とか、いろいろ取り沙汰されてるというのは承知しております。申し上げたように、長きにわたって総理大臣を務められたということに対して弔意を示したいということで、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 8年やろうが、10年やろうが、それはもう自民党の中で、総裁になったら続けられるということであるというふうに思うんです。この間、分かってきたのが、統一教会10万票、それを自由に弱いところに回せたりするということができたと、そういうふうなことで力持ってたんでしょ。それとお金ですね、統一教会からの。そういうもんで、力持ってたがために総裁を長く続けられたと。そういうことが結果的に首相を長くやってきたということであって、今回の国葬、国葬って、国民葬を国葬にしてもたまいたいですが、世界の要人っていうのはあまり来られないということから見ても、何ですね、あまり世界的な評価が得られてないと。あの間に、100兆円ぐらいのお金をあちこちに、8年間の間に、あちこち持って行って配ってきてるという、そこまでやって、その程度かというふうに私ら思うんですけれども、こういうふうなことで、その8年というのは、私は評価の対象にならんというふうに思いますけれども、もう一度お聞きいたしますけれども、そういうことで半旗等の一切の弔意は表さないのが正しいかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） お答えいたします。

岸田総理は、国民に対しては、それぞれ各個人にお任せしたいというふうにおっしゃられてる。私も町民に対しては、それぞれ個人個人で判断されたらいいしというふうに思っております。ただ、町としては、何回も申し上げますけれども、長きにわたって総理を務められた方でありますので、そのことに対して弔意を示す、半旗を掲げて弔意を

示したいと、このように思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 何遍も言いますけれども、8年やった、10年やったと言ったとしても、それはあくまでも自民党の総裁であったということだけですよね。自民党の総裁でなくて首相を続けたという方は、いまだかつてないというふうに思うんですよ。恐らく、この安倍首相がおった期間というのは、元首相の期間というのは、そういうものであったというふうに思うんです。それが、結局、何であの人が強いのかと言うたら、その金と組織力、それがあったためだというふうに思うんですけれども。まあ、何にしてもそういうふうな形できたことに対して、評価は私は決して望ましいものではないと。あくまでも、その陰の部分ですね、森友事件、それから加計事件、もう一つは桜を見る会と、もうまさに国民の金を自分の好きなように使ってきたと。または、自分の知り合いであり、友人である者に対して使ってきた、使われてきたと、こういうふうなことに対して、これは評価の対象には当然ならんと思うんですよ。

もう1回だけ聞きたいと思うんですが、やっぱりそれはやめるべきではないですか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 何回も繰り返しになって、大変申し訳ないんですが、町として弔意を示すということで半旗を掲げたいなというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 安倍首相のうそがために、命を落とした人までいてるんですよ。そういうふうなうそを言うのを当たり前のように、ネット見ていたら、息を吐くようにうそをつくって、そんな表現とか、そういう非常に大変問題のある方であると、そういうふうなことが言われていました。そういうふうなことをされる方に対して、私は当然、そういうふうな弔意を表すことは望ましいことではない、そういうふうに思います。もし、その16億円の金を使うならば、安倍首相のために命を落とした赤木さんですか、そっちのほうに使うべきだと思うんですけれども、ここはどうも町長との間では平行線のようなので、この批判をして、次に移りたいと思います。

次に、物価高の対策についてお聞きしたいと思います。

これは地方創生交付金ですか、これをそういう、例えば建設業者でしたら、契約結んだけれども、その金が、物が、材料が上がってしまっても買えないと、そういうふうなことがあったり、あと町ですから、町の予算増やせば、給食の材料代には支障がないと、こういうふうなことに對してでは使うということについては、どうなんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長（中前貴康君） それでは、私のほうから、今、美濃議員御質問の建設工事等についての物価に対する対策についてということでお答えさせていただきたいと思います。

建設工事等の公共工事で用いる資材等の単価につきましては、市場における実際の取引価格である実勢価格を反映して設定してございます。昨今の資材等の価格の急激な高騰については、町でも認識しているところでございます。公共工事は、工事完成まで期間を要することから、契約締結後の急激な物価変動に對することも必要となってくる場合がございます。物価の変動に基づく請負代金額の変更につきましては、工事請負契約書の第26条に規定されておまして、これはスライド条項と呼ばれるものでございます。請負業者からの請求があった場合には、変動後の資材単価等を用いて工事費を算出しまして、その工事費の増減額が一定の割合を超えると請負代金額の変更を可能とするものでございます。

その上で、請負業者から請求があった場合には適切に對していきたく思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今答弁いただいて、スライド条項の中で、一定の、これは価格の変動ですか、そういうものを見た場合って、これはどういうふうな、具体的にどのようなことが言われているわけですか。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長（中前貴康君） 具体的に、これはまずスライド条項というものには3種類ございまして、26条の第1項から第4項までが全体スライドというもので、これは工期が1年を超えるような大きな工事の場合に物価等が高くなってきたりしたときに對するもの。それから、第5項というものが、特定の資材単価の急激な変動に對する措置でございます。

もう一つ、26条第6項に規定されているインフレスライドというものがございまして、これは労務賃等の急激な価格水準の変動に対応する措置に適用するものでございます。

議員おっしゃっている資材等のものにつきましては、単品スライド、第26条第5項が対象になるものと考えてございます。この単品スライドというものにつきましては、指定された品目、まず資材の主要な材料ということで、品目がございまして、品目で工事費の1%以上、その品目ごとに契約額の1%以上上昇しているものがある場合には適用できるというものでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 1%以上にあったということで、それは今やったら大概1%を超えるものではないかというふうに思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長（中前貴康君） 今おっしゃってる1%を超えるものということでもありますけども、確かに、1年前と比べますと、かなり上昇している部分もございます。ただし、それが1%を超えているのかどうかというのは、業者さんからの実際に購入した金額等を申請いただいて、協議に基づいて審査を行って、それで1%を超えている場合には、その分についての適用をしたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 要するに申請をしてくれということですね。また、その具体的なことについては、またお聞かせいただきたいと思います。

次に、この会計年度、非正規職員の方の待遇問題でございまして、何にしても、新自由主義という考え方がはびこってきて、世界的にはサッチャーあるいは、アメリカの誰やったっけ、撃たれた方ですね、あの年代からこっち、新自由主義がずっと進められて、日本では小泉、もちろんその流れがあったんですが、小泉首相のときに一気にいろんな形で進められてきたということで、来てるというふうに思うんです。

今、町は170人の方がそういうふうに会計年度であると、こういうことで答弁をいただいたかというふうに思うんです。

そこで、一応会計年度という制度が入ったときに、一時金ですか、一時金の期末手当

ですね、支給がされるというふうなところで一定の制度の、よくなったんだということであったんですけども、うちの場合は、それはどうであるんですか。

それと、雇い止めの問題はないということでございましたけれども、それはどうでしょう。昔は、10年から働いている方もおられたというふうに思うんですけども、そういうふうなことで、現在もあるわけですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

まず、会計年度さんの期末手当についてですけども、この会計年度任用職員の制度が始まりまして、令和2年の4月からですけども、それによりまして期末手当が支給されるということになってございます。当町でももちろん期末手当として年間2.4の期末手当を支給しているという現状でございます。

それから、雇い止めにつきましては、以前はちょっとどうだったか分かりませんが、現在では、あくまでも1年の会計年度任用職員さんの任用ということで、単年、単年で、本人の同意も得てやってございますので、先ほども言いましたけども、雇い止めということまでは、もちろんやってございませぬので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 期末、勤勉はないんですね。これも何か、不思議なことで、国がたまたまそのときには勤勉がなかったんで、地方のそういうふうな地方自治体の勤勉手当がなかったと。今現在は、国の勤勉手当は出てるそうなんですけど、国のこういう非正規の職員の方ですね。これは、うち、自治体としてはこれ、出せないわけですか、期末、勤勉。

それから、現在単年度ごとに、結局会計年度という言葉が、結局悪いんですね。要するに会計年度、要するに年度ごとということですけども、その方々で何年も働いてる方が、うちの場合はあるわけですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） まず、勤勉手当ですけども、この会計年度の制度によりまして、期末手当は支給できますけども、勤勉手当のほうは支給はできないということとなっております。

それから、長い間働いている会計年度の方というのは、あくまでも単年度、単年度の

雇用でございますので、単年度の雇用ではございますけども、状況に応じて、また新たに同じ方を雇うということはございます。現時点でそういう方もいらっしゃるの事実でございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） とりあえず、この勤勉手当、やはり国は制度が決まったときに、国の、要するに会計年度ですね、その方々はなかったから、地方でもなしと、ところが現在は国のほうは勤勉手当をもらってるという、その不公平が出ておるわけですが、この改正について要求していくべきではないかというふうに思うんですね。

大体、地方公務員法では、何でしょう、正規職員でもって、を雇って、正規職員でもって仕事をしてもらうというのが基本であるわけではないんですか。そういうふうなことから考えても、非常に今、1,000円ないと、今度、30円かそこら、最低賃金が上がりますけれども、そういうふうな非常に安い給料で働いてくれていると、年間にして150万円前後ぐらいしか支給されてないというふうに思うんです。これで家族を養っている方も、うちの場合ではないんですか。それと、期末手当は、うちの会計年度さんたちは全員もらってるわけですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） まず、給料の話なんですけど、安い給料ではないかというふうな話かとは思いますが、実際、今、最低でも月額約14万円ちょっとぐらいの給与でお支払いをしているという状況でございます。

なかなか、それだけで生計と言われると、やっぱりどうかということもあるんですけども、そこへ期末手当とかもありますので、裕福とまではいきませんが、最低の生活のほうはできてるのではないかなというふうには考えてはございます。

それから、期末手当ですけども、全員ではないんですが、ある一定の基準を超えている方につきましては、期末手当のほうの支給をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 14万円で、期末手当で何とかなってるというふうな言われましたけども、それでも非常に少ないんですよ。期末手当、それじゃあ何割の方がもらってるんですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） すみません、現在もらっている方の割合は、ちょっと今手元に資料はないんですけども、一応、支給対象としましては、6か月以上任用されて、週20時間以上勤務する方が一応対象となっております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 大体どれぐらいの方がもらってるんですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） すみません、99人の方に支給しているという状況でございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 約半数ですよ。あとの方はもらえてないと。それとですね、今6か月以上、それから正規職員の大体半分ぐらいですか、もらってる給料、あれは半分以上でしたか、基準がありましたね。それについてはどうであるのかということと、それから要するにそれをフルとパートとあるかというふうに思うんですが、その99人の方については、どういうふうな形で、期末手当をもらえてるのは、どういう方々がもらえてるわけですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） まず、期末手当の支給の方ですけども、現時点では、フルタイムの方はいらっしゃいませんので、全てパートタイム任用職員の方でございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 何にしても、期末手当をもらって、14万円ですから、30万円ほどですよ。期末手当は、今のお話でしたら。そういうふうなことの中で、やっぱりこの方々でやっていただくということについて、もう少し考えていかなきゃならんんじゃないかというふうに思うんですね。

あと、先ほど聞きました年度ごとの、単年度であったとして、何人の方々が複数年度、大体何年ぐらいの年数を働いてられるのか、その辺はどうでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 複数年度は何人かって、ちょっと何人というか、あくまで単年、単年で切っておりますので、結果、複数年度になっているということでございますので、ちょっとその人数まで現在把握してございません。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それについては、またお知らせいただきたいと思います。

何にしても、まさに新自由主義のはざまというふうな形で、会計年度の方々というのは、大変厳しい仕事をされていると。しかも、うちの町にとって、全国的にそうすけれども、うちの町にとっても、相当大きな割合を占める方々がこういうふうに安い賃金で働かなきゃならないような制度にしてしまった、これが今の大きな問題であるかというふうに思うんですね。もう世界的に日本はどんどんと下のほうになってきている。一般職の正規職員の方も、結局パートがあるから、正規職員の給料も上がらんと、こういうふうな状況ですね。ジェンダー平等の話の女性が低い賃金で働いて、今言われるのが、一生に比較するならば、男と女では1億円違うというふうなことを言われますけれども、こういうふうに女性が低い賃金で働くから、男の賃金も上がらなくなっていると、そういうふうな、うまく利用されてる部分があるというふうに、それと同じように、この、こういうふうに会計年度の皆さん方のそういうものが正規職員の方々の給料にも影響してきている、そういうふうに言われます。今後、この辺のところについて改善していく、その辺のところのお考えについてはお聞かせしていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） お答えいたします。

会計年度任用制度ができる以前は、臨時職員ということで、当町もずっと多くの方々に働いていただいていたという経緯がありました。臨時職員の場合も、当然、だから年度を越えてとかっていうのではなくって、一旦、そこで終わりましたと。新たにまた来ていただいて、結果的に振り返ってみたら、相当長い年数来ていただいた方ももちろんいらっしゃいました。今回の会計年度任用についても、会計年度で任用するということは、それが大前提であって、年度を越えて任用するっていうことはできないですから、その一会計年度で任用をして、それが終わって、新たに次の年度へ入ったときに、やっぱりこの仕事で来てもらいたいよって言うたときには、新たに来てもらっているという

のが今の現状でありまして、それも今から振り返って見たら、去年も来てくれた、今年も来てくれたっていうことに、結果的にはなっているということは一つはあります。

特に、賃金とかの件につきましては、以前会計年度任用職員が導入されるもっと前は、一応臨時職員に対しては、時間幾らだけであって、通勤手当もなかった、そういう時代が長くありました。それを改善したいということで、会計年度職員の制度の導入の少し前ぐらいから通勤手当も支給するようにした。さらに、この会計年度任用職員ができてから、これはもちろん制度的なものでありますが、期末手当を支給するようにしてきた。それぞれの職における月額幾ら、日額幾ら、時間幾らということはありません、それは基本的には給料表に基づいて、給料表のどこそこに、この職は位置づけるということをやっておりますので、その給料表が、それは先ほど申し上げた業1、業2もあります。これは毎年人事院勧告でもって、給与が改正されれば、それによって、当然上がっていくものはもちろんあるし、一方では、今年の最低賃金は和歌山県は30円上がったということでもありますので、そういったこともしっかりと見ながら、それと給料表と見ながら、適正に改正して行って、そんな形で進めているところでありますので、決して、できたら賃金が上がっていけばいいと、そういう考えはもちろんございますので、そういう形で運用しております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 昔は臨時職というふうに言われたり、そういう方々は非常に割合が少なかったんですね。今では結局、さっきのサッチャー、レーガンですか、以来の新自由主義で、どんどんと職員の数が減らされたりしてきてる、またその一番極端なものは市町村合併だというふうに思うんですけれども、そういうことで小さい政府、またどんどんとまとめられて行って、そういう職員の方々も減らされてくるというふうな問題があるかというふうに思うんです。その中で、昔と違うんですよね、臨時職員で二、三割の方がせいぜい、二、三割もなかったんじゃないかというふうに思うんですが、それがもうそういうふうには、今は半数近い方がこういうふうには会計年度職員というふうな形になってきてると。そういうふうな状況になってきて、一つの働く場になってしまってるわけですね。当然、そのことから、その方々の待遇についても考えていかなきゃならんというのが当たり前ではないかというふうに思うんです。これについては、町長も今後検討していただいて、改善をしていただけないかというふうに思いまして、次に進ん

でいきたいと思います。

台風時期の問題として、河川の状況で、先ほど建設課長さんのほうから、現在の庄原というんですかね、下佐々の護岸を削ったり、また蓑原橋のところでも護岸削ったんですか、また毛中の永宝橋のところでも、工事をされたというふうなことで答弁ございました。

まだまだこの辺のところでは危険というふうに思われるところが、以前からあったように思うんですけども、前に聞いたときには、梅本川についても名前が上がってたかというふうに思うんです。

それぞれ、起こってしまってからでは、よう言う、この想定外っていうふうな言葉がよく最近では使われる、またその使われるぐらい気候変動のためか、思わぬ洪水が起こってきています。それに対して町としても、ある程度先に手を打っていかなきゃなんということになってくるかというふうに思うんですけども、蓑原橋の護岸と、それから土砂等の回収、浚渫ですか、あるいは毛原中のほうでも、浚渫のことが要求されたりしてきてるかというふうに思うんですけども、それぞれ私の耳に入ってくるんですけども、それぐらいあるかというふうに思うんですが、このところについて、今こっだけ、工事はされたというものの、その辺についてのチェックですね、その辺はどうであるのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃良和議員の御質問にお答えいたします。

紀美野町につきましては、中山間地域でもありまして、貴志川や真国川のほか、支川、谷川というのが数多くございます。日頃から職員でパトロールを行いましたり、近隣住民の方からの御指摘、御連絡を受けまして、支障木の撤去や、護岸の補修、浚渫等の実施により、順次越水対策等は実施してございます。

そのチェックにつきましては、日頃のパトロールであったり、近隣住民さんの御指摘であったり、御意見であったりを受けまして対応させていただいております。

それを大型の河川、貴志川、真国川につきましては、県のほうに毎年申し入れて対応させていただいております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それから、先ほどからも何遍か答弁ございましたけれど

も、下流から県の、あれは何というんですか、ずっと工事がされてきてると、今、海南まで来てるようなことを以前聞いたんですけれども、この計画についてはどうでありますか。もうそういう我々、台風が来ても大丈夫というふうなことには、いつになったらいけますかね。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃良和議員の御質問にお答えいたします。

紀の川水系貴志川圏域河川整備計画につきましては、現在、海南市の野上中であつたり、別院であつたり、その辺りから順次行ってきていただいております。

紀美野町につきましては、まだ計画の対象には入っておらないんですけれども、今年度、河川整備計画の対象であります吉見橋付近で浚渫等は実施するような話は伺っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 当面、町として単独でやっていかなきゃならんわけですが、その県の整備計画は、吉見橋ですか、ここの浚渫ですよ。今後、どういうふうに動いていきますかね。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃良和議員の御質問にお答えいたします。

今後、どんなに動いていくかというのは、ちょっと分からない部分、実際、河川管理者の和歌山県の方では分からないんですけれども、河川の整備につきましては、下流から順次進めていくのがセオリーになっておりますので、ただ、河川といいますか、土砂が多く堆積しているということが吉見橋の下流の辺りで確認されておりますので、差し当たって、その対策を行うというようなお話は伺っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） いろいろとあるけれども、県のほうはそういうことについては具体的に分らんということですが、早急に進めてもらえるように要請をかけていただきたいと思います。

それから、先ほど言いました梅本川についてはどうですか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 御質問にお答えいたします。

梅本川につきましては、今現在、状況を確認しつつ、今後改修等々について検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） すみません、もう一度、県へ要請していただいて、早急に基本的なところの災害防止のための要請についてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 梅本川の県管理部分につきましては、毎年、県要望として要望、浚渫等の要望はさせていただいております。

以上です。継続して今後も続けていく予定としております。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） すみません、私聞いたのは、県の河川の貴志川、それから真国川の河川の整備計画を一刻も早くやってもらおうという要請をしていくことについてはどうであるのかということです。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 貴志川の河川整備計画はしっかり進めていただくように町村会、県なりへしっかりと要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって美濃良和君の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時24分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午前10時38分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、3番、藤井基彰君の一般質問を許可します。

（3番 藤井基彰君 登壇）

○3番（藤井基彰君） それでは、質問いたします。私からは2点、2点とも以前

お伺いしまして、その後の状況をお伺いするものです。

それではまず、一つ目、ホームページに関することです。

町民に対してはもちろん、町の観光や移住など、情報発信としてのホームページは大変重要なものであり、その在り方についてお伺いします。

同時に、関連して、そのシステムのセキュリティについてもお伺いしたいと思います。

今年3月の一般質問では、町のホームページの全般について質問いたしました。見づらさ、欲しい情報に到達しづらさ、他の市町村に比べ、構成やトップページのデザインの見劣りなどの対応を尋ねたところでした。

返答では、平成29年3月より株式会社スマートバリューから提供されているシステムを使い、維持管理の費用として本年度は年間72万6,000円が計上されています。IT分野では、一般的にシステムとは情報の記憶、処理、伝達などを行うための仕組みであって、アプリケーションはその環境下で特定の機能や目的のために操作するソフトウェアであると考えられると書いています。

お話では、システムの維持管理委託であり、ホームページの構成やウェブデザインの更新等に関する具体的な御返答がいただけませんでしたので、それらは含まれていないものと認識しています。ただ、総務課では、掲載情報や各種データの煩雑化、また検索しづらさを感じている方がいることや、長い間、ほぼ同じデザインで変化に乏しいことから、本年1月よりホームページの整理と見直しについての取組を始めたことと答えられています。

また、今定例会の補正予算でホームページの再構築業務委託料として445万600円が上げられているところですので、質問も今までの確認になることもあるかと思いますが、同時に構築を委託することになりましたら、参考になることもあるかと思いますが、具体的なお話を少しお伺いします。

まず、一つ目ですけれども、現在の町のホームページはスマートバリュー社から提供されているシステムを運用しているとのことですが、そのシステムの保守・維持管理等の委託だけと考えてよろしいでしょうか。

先ほども述べたように、一般的にシステムというのは、ソフトウェアを動作させる環境設定であるとするならば、町のホームページはいつ、どこで作成されたものか、職員も一緒に考えたものなのか、教えてください。

また、デザインの見直しや更新などはどのくらいされていますか。また、同様のデー

タの漏えいやシステムのセキュリティについては、予見可能な限り、安全は保たれていると考えておられますか。

続いて、二つ目です。本年1月より必要な古い情報を削除し、誤りなどをチェックして更新することで新鮮な情報を発信するように努めているとお答えされています。定期的に行われているものと思いますが、その内容や表記全体の管理は誰がどのようにされているのか、具体的に教えてください。例えば、内容ごとにとか、どの部署が、またどういったところをチェックするなどのマニュアル等はあるのかというようなことです。

三つ目、町として情報化社会におけるホームページは町の顔であり、町の玄関口と捉えており、検索者や閲覧者が分かりやすく、スピーディに情報にたどり着ける仕組みの提供が大切であり、デザインによる町のイメージ構築や、常に新しい情報を発信することも重要と考えていると答えられています。

また、スマートフォンからのアクセスが約63%であることから、スマートフォンからアクセスしやすいようにするとも話されていますが、その同様のホームページ何度かみみますが、あまり変化があったようには感じません。今年に入り、約8か月たちますが、具体的に対策はどうされているのか、これも教えてください。

それから、次、大きな二つ目の質問です。

野上小学校の給食調理場のことに関する質問です。

こちらも昨年12月7日、一般質問で野上小学校調理場の老朽化とその対策について一般質問いたしました。

昭和56年3月建築のRC構造で、耐震診断はされていないものの、支障はないだろうと考えてはいるが、野上小学校調理場の老朽化は認識されており、喫緊の課題であると答弁されています。同時に、児童・生徒数の推移を考慮して、また給食の提供に影響を与えず、同じ場所、それともほかの場所の建て替えも含めて、様々な点から総合的に検討を始めていると答えられています。その後、具体的なお話は何も聞こえてきませんが、どのような状況でしょうか。

以上、2点よろしく申し上げます。

(3番 藤井基彰君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、藤井基彰君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長(坂 詳吾君) それでは、私のほうからは、藤井議員の1番目の町のホームページの在り方とシステムのセキュリティについての御質問にお答えいたします。

まず、一つ目、ウェブデザインや構成等はどうしているのか。契約期間はどうか。現在のホームページはいつどこで作成されたのかとの御質問ですが、平成28年10月28日に、紀美野町ホームページ再構築業務委託契約を株式会社スマートバリューと締結し、ホームページリニューアルに着手いたしました。

デザインは、株式会社スマートバリューから御提案いただき、職員から成るホームページプロジェクトチームで選定をしております。

構成については、株式会社スマートバリューが提供するテンプレートにのっとり、業者と職員が共同で作成し、平成29年3月30日にホームページのリニューアルが完了しております。

また、現在においても、新分野で必要となる項目については、新たに構成して運営しているところがございます。

契約期間は、保守管理契約を平成29年4月1日から令和4年3月31日まで5年間の長期継続契約を締結していました。その後、今年度4月1日に1年間の保守管理契約を締結しています。

次に、二つ目のホームページの定期的なチェックを誰がどのように管理しているのか。また、そのマニュアル等の具体的な説明を求めるという御質問ですが、新たな情報をホームページへ掲載するときは、各課の管理職が必ず内容等のチェックを行い、承認の上、ホームページに掲載することができる管理体制となっています。

具体的には、ホームページへ掲載する記事を職員が作成し、管理職へ承認依頼を行う。管理職は、管理者権限があるIDでログインし、承認ボタンをクリックする。これにより記事がホームページで公開されることとなります。定期的なチェックについては、各課で行っており、管理については総務課で行っている状況でございます。

また、令和3年7月に承認者(管理職)と作成者(一般職員)両方の研修を行い、ホームページを更新する際の注意点等を再確認する機会を設けています。

最後に三つ目の、この8か月の具体的な進み具合についてですが、まず、本年1月から3月にかけて、古い情報の削除とルート整備を行いました。具体的には、トップページの注目欄に、イベント、募集、採用等のカテゴリー分けしたフォルダの作成、また、

カテゴリーにショートカットを複数設け、検索の入り口を広げることで閲覧者が目的の情報にたどり着きやすくなる対策を行いました。

6月から7月にかけて、情報の棚卸し整理を行い、町ホームページについての閲覧数や、よく見られているページ等のデータ分析を行いました。

さらに8月にかけて、マイナンバーカード申請やP a y P a y事業など、町として特にPRしたいことをトップページバナーへ全面的に映すことで、視覚効果に訴える工夫を行っています。バナーをクリックすることで対象ページに移動し、情報にスピーディな到達を促していると考えています。

今議会へ上程しておりますホームページ再構築業務委託料の予算をお認めいただき、その業務を進めていくことで、ホームページの入り口から一目で変わったと感じてもらえるリニューアルができると考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、町のホームページの在り方とシステムのセキュリティについての答弁とさせていただきます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 藤井議員の野上小学校給食調理場の老朽化対策の進み具合についてお答えさせていただきます。

野上小学校給食調理場は、昭和56年3月に竣工し、現在まで40年以上が経過しているところです。昨年、藤井議員より御質問をいただいてからも、適地の選定について様々な条件の下、検討を続けてきているところでございます。

現在の給食調理棟を建て替えるのか、新たな適地がないか、給食を止めずにできるのか、学校運営に支障がないかなど、様々な課題をクリアできるような適地の選定に取り組んでいるところでございます。

また、その間も、現在の調理場の労働環境や衛生環境に配慮して、調理器具や施設修繕等必要に応じた対応を行ってきているところでございます。今後も引続き、現在の調理場の労働環境や衛生環境に配慮した対応を行うとともに、他市町村の先事例なども参考にしながら様々な面から検討を行い、適地の選定に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

3番、藤井基彰君。

○3番 (藤井基彰君) まず初めに、ホームページのことに、再度お伺いします。

スマートバリューのほうで準備委員会を立ち上げて、ホームページをつくったということ、大ざっぱに言えば、そういうお話だったように思います。ただ、この数年、ホームページ、あまり見た目は変わっていないように思います。それは、先ほども述べまして、総務課長が以前の答弁でも、少し古くなってる感じがするというお話は答弁されていたと思います。であるならば、ちょっと再度確認なんですけども、スマートバリューさんでは、サーバーの保守・維持管理委託というところがメインであって、そもそもサーバーは紀美野町にコンピューター室はございませんから、向こうのサーバーを利用されているということだと思います。じゃあ、向こうのサーバーのメンテを年間70万円何がしてされているんだろうと思います。

単純にシステムの保守・維持管理ということでしたら、一般的に閲覧者が重たいとか、フリーズするとか、そういう不備の解消であるとか、容量が多くなって、スピード感が遅くなれば、演算処理能力をよいものに替えるとか、要は、バックグラウンドで閲覧者の快適な見やすい環境をつくるというのが主な作業をお願いしてるような感じで、具体的にホームページの画面の構成やデザインに関しては、ほとんどタッチされていないように思われますが、その付近はどうなのでしょう。

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、坂君。

○総務課長 (坂 詳吾君) 藤井議員の御質問にお答えいたします。

スマートバリューさんに委託をして、保守管理等々行っていただいております。このデザインの構成とか変更とかっていうものは、基本的にはこの中に含まれているというものではないんですけども、その構成等につきましては、町のほうでいろんな、できる範囲のことを構成をやっておりまして、今回もバナー、見出しの部分ですね、見出しの部分とか、見やすくなっていると、こちらでは考えております。トップページのとこ

ろで、いろんなところへ情報がたどり着けるように、行けるように一応工夫をしてると
いうことで、一部の方からは、見やすくなったよという意見もいただいているというの
は事実でございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 一部変更、更新されているというお話ですけども、少し繰
り返しになりますけども、去年の時点では古くなっているとか、そういうのは認識され
ているというのはおっしゃっているんですから、あまり効果は出てないのかなと思いま
すけど、それともう一つ、スマートバリューさんからは5年契約であって、今年4月から
1年、最初の5年というのは、ある程度分かるんですけど、いろんな面で、今年1年
になった理由というのは何かあるんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） もともと5年契約でやっておりまして、今年1年とい
うことですが、その辺につきましては、今年度、今議会へ上程させていただ
いております再構築の予算をお願いしてるんですけども、そのことによって、今回ホーム
ページのリニューアルをしていくという、再構築をしていくということで、今年度中に
それをやっていきたいということで1年間の契約としたものでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） ということは、ちょっと言葉が妥当かどうか分かりませ
んけども、この5年の間でシステムバリューさんのほうでできる範囲の変更、何という
んでしょう、一部変えるよ、今度はもうフルモデルチェンジをしようと、そういう感覚と
捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） ベースは変わらない部分もあるかと思うんですが、結
構大がかりなといいますか、かなり変更を加えていきたいと、見出しから始まって、そ
ういうことで見やすいように、全面的に変えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） このホームページのリニューアルは、ちょっと後でまたお

話かぶるので、するんですけども、その前に、チェックされている、今年1月より、古い情報を削除したり、誤りをチェックしてると。先ほどのお話では、基本的に各課でされていて、それを後で総務課で管理して、確認した上で変更されてるということでよろしいでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 基本的には、やはり原課のほうで削除なり、間違ったところであるとか、更新であるとかということをやっていると思います。総務課のほうでは、そういう指導といたしますか、そういうことをお願いしてやられているという状況でございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） ということは、ほとんど各課の方に現場の情報を変更をお願いして、総務課は、じゃあ何をされているんでしょう。もっと具体的に言うと、そういうチェックするマニュアル等々がなければ、どこをチェックしたのか分からない、もしくはチェックするきちとした担当、例えばホームページ管理課とか、管理部門とかというような感じであるんだったら、よく分かるんですけど、そういうところはなく、誰彼となしにされてるって感じですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 何というか、内容につきましては、やはりその原課、原課が一番詳しいところでございますので、それにつきましてはもう原課をお願いしているという状況でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） スマートフォン対応、この間の答弁で結構スマートフォンで見られる方が多いということですが、それに対する対応、具体的なことはどういうことをされましたか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 通常、パソコンであるとかスマホ対応ということで、スマホの若干違う、見づらい部分はあるんですけども、その辺、スマートフォンでも見やすくできるようにということで、ちょっと変更を加えている部分がございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 具体的には何をどうされたかという御答弁なかったの、ちょっと分かりづらいんですけど、とりあえず変更、徐々に更新、一部されてるっていうことですよね。これ、今現在、結構皆さんの中で、ここの自治体は見やすいよという評判の割といいホームページって、やっぱり当然、聞いたり、自分でも見たりされることもあるんだろうと思いますけども、私もその自治体にちょっとお電話差し上げて、申し訳ないんですけど、どちらのシステム会社とか、ソフトウェア、プラットフォーム、それはどちらを使っていますかというお伺いをしましたら、これは実は驚いたことに、スマートバリューさんだったんですね。多分同じものだと思います。もう僕が言わずとも御存じの、分かっているとおりCMSというんですか、コンテンツ・マネジメント・システム、要は変更できると、改善も少しできると、一定の制約ある中でもできるそうなんです。

その自治体は今言われたテンプレートをいただいて、それを自分なりに町民、市民、村民の方々が見やすいように変更しながら、それとスマートフォンとかに関しては、CMSで使うデータベースできちっとつくっておれば、あと画面はパソコンでこようが、スマホでこようが、そのスマホ用、パソコン用の画面へ誘導できると。つまり、データベースをしっかりしとけば、そのぐらいのことは簡単にできますよというようなお話、もちろん、技術は要るのかどうか、ちょっと分かりませんが。そういうようなお話をされていたんですけども。となると、同じような仮にシステム、一般に、全部まとめてアプリやソフト、プラットフォーム、皆含めて使っておられるのが、仮に同じだろうとするならば、なかなか変更がしづらくて、見づらさがあまり変わらないっていう町民の意見に対して、ホームページを担当されてる方がどういう状況なんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、スマートバリューさんのホームページが全国的にも見やすいということは私たちも承知をしてございます。どこかのアンケートで、当町のホームページが、その中でも一番見やすいと、和歌山県内ですね、和歌山県下では紀美野町のやつが一番見やすいというようなアンケート結果も出たのを、ちょっと見たことがございます。

今後やっていく再構築の、リニューアルのところにつきましても、そういったスマー

トバリュウさんでちょっとお願いしようかなというふうには思ってるんですけども、これにつきましては、現在、少しの構成というんですか、少しのやることは、今のこの企業の中でやっていただけるんですけども、やはり大がかりな変更となると、やはり費用がかかってくるということでございますので、その部分の再構築ということでございます。なので、もちろん、今のままの分の少しの修正というものではなくて、この上程させていただいている予算をお認めいただければ、また新しく大きな変化を持った、見やすいホームページができるというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 確かに、スマートバリュウさんのホームページ、拝見しましたら、もともとそういう携帯電話の販売、もしくはそういう電機関係、ちょっと詳しいことは忘れまして言いませんけども、そういうところから始まって、そういう構築のほうに進んでおられると、そういう感じのことは見たんですけども、今、約300ぐらいの市町村のホームページをつくっておられて、いろんなアピールの内容をたくさん書いておられて、そのホームページが表彰されたこともあるよってというようなことを見たんですけども、少し、繰り返しになりますけども、変更はできる、今現状の契約の内容でも、努力すれば変更ができるんじゃないか、データベースをきちっとすればスマートフォン対応できるんじゃないかと思うんですが、その辺の認識はどんなものでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 先ほども申しましたけども、現状の部分でも、修正できる部分はもちろんございます。できるんですが、やはりそれも限度がございますので、それいろいろと話はやっていたんですけども、やはりもっと大きな変更をするのであれば、また新たにやはり費用が発生するというところでございますので、なかなか現時点の部分ではできることはお願いはしてるんですけども、現状で限界があるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 1点だけ確認です。現状では、スマートフォン対応はでき

ないということでもよろしいのでしょうか。現状の契約の内容では。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） スマートフォン対応はできているとは思いますが、
そういうことじゃないんですかね。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） いずれにしましても、まだ見づらいという方が多い、僕の
ところでは、この8か月、今年になってもあまり変化がないんじゃないかと言う方が多
いので、再度質問したところで、僕自身もあまり変化がないなと思っていましたもので
再度質問したものなんですけども、ちなみに、移住してきた方のお話で、何で紀美野町
に来られたんですかというお話を聞いたことあるんですけども、3点挙げられまして、
1つがアクセス、2番がエコロジー、3番がホームページ、当然、アクセスは交通イン
フラが割とよいと。エコロジー、今はやりの地球環境によいと、脱炭素、そういう面
で魅力があると。そしてホームページというのは、ホームページは当然ホームページ見
ないと、毎回毎回、その都市、もしくは地方に行って、どれだけいい場所かが分からな
いから、ホームページを頼りにして見るということで。じゃあ、これ、その方、ホーム
ページ見て来られたんですかと言うたら、残念ながら、その方は以前、こちらのほうへ、
高野山方面へ旅をされて、その帰り、この道を通ってよかったと思って来たというこ
をおっしゃってた。じゃあ、ホームページはどうでしょうってお話しましたら、残念な
がら、その評価はいただけませんでした。

いずれにしましても、ただ友達とかに紹介する場合は、当然ホームページで、いろん
な面で紹介してるんですけども、ただ、ホームページを見れば、大体その町の取組、意
気込みが分かるというようなことをおっしゃってましたので、その点では少し、紀美野
町のホームページは遅れてるんじゃないかと思ひまして、聞いたもんです。

具体的に1点、話は少しそれるようで申し訳ないんですけども、去年のリクルート
社の観光・宿泊の満足度調査機関、これ、じゃらんリサーチ、よく皆さんも見てると思
いますけども、これ去年の結果が今年の7月29日、朝日新聞23ページに掲載されて
いまして、我が町は、うれしいことに、前年8位が1位に、22年度でしたっけね、な
っていますね。結局、その方々は、もちろん和歌山県全部ですから、紀美野町へ来られ
たわけじゃないんですけども、ホームページを見ながら来てる。ホームページというの
は発信力が大きい、今度こういう情報が出ました。皆さん、和歌山県のホームページた

くさん見てる機会も多いし、近くに世界遺産等々もあって、あそこの近くの紀美野町という町を見てくれる可能性も増えてくると思います。

そんな点で、やはり見劣りをしないようなインパクトのあるようなホームページ、ぜひ構築していただきたいと思うんですけども、最後に、そういうデジタル、IT、今はやりのDX、そういう関係に能力が高い職員、その付近の必要性をすごく感じます。それをもって皆さんよりも率先して、進んで、一步先を行くようなホームページ、そういうデジタル、IT関係の町をつくっていただきたいと思うんですけども、そういう付近の意気込み、町長、もしよろしかったら、一言、どうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） お答えいたします。

藤井議員からいろいろ御質問いただいている中で、町のホームページの必要性、重要性というのかな、それは十分認識しておりますので、ホームページで見ていただいて、紀美野町へ行ってみようとか、自治体とか、紀美野町のええところ、悪いところ、いろんなことをそれでもって見られる方はたくさんいらっしゃるというのは、もう十分認識しておりますので、先ほどから総務課長も申しておりましたように、さらにいいホームページにしていきたいというようには考えております。これは一担当だけではなくて、町を挙げて一つのいいものをつくっていききたいと、このように考えておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） それでは、ホームページはこれで終わりにして、次の野上小学校の給食調理場の件でお伺いします。

先ほども答弁いただいたんですけども、この間とあまり変わらず、今検討している、研究している、調査しているっていうようなお話だったと思います。新しい、特段ニュースはなかったような感じ、僕には思ったんですけども、具体的には、まず3点、この間もおっしゃって、今の場所にするのか、それとも今の場所に建て替えなのか、それとも別の場所なのか、これ大きな問題ですよ、当然。

それで二つ目に、センター方式でするのか、現状のままの配送方式を取るのか、これも以前もおっしゃってましたけども、それと児童数の推移を見て考える、もちろん、今の三つをトータル、総合して考えることなんですけど、まず1点目の、今の場所に建て替えるのか、それとも別の場所を考えているのか、もちろん給食には差し障りのないよ

うにおっしゃってましたけど、その意見、8か月、10か月ですか、たつて、何らかのお話の進み具合というのはあるんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 藤井議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

先ほどの答弁ともかぶるんですが、昨年から引き続き、適地の選定ということで、検討を行っております。先ほど、藤井議員おっしゃっていただいた場所の問題であったり、別の場所であったり、センター方式、それから児童・生徒数の推移、それから停電対策とか、給水の関係、もしくは配送時間であったりとかという、様々な要素、クリアすべき要素がありますので、そこら辺、総合的に考えて、適地というのを今後特定していきたいと考えておりますし、現在、その作業に当たっているということで御理解いただきたいと思
います。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） また同じような質問の繰り返しで、明確なお返事がなかなかないので残念なんで、それはそれでよく分かるんですけども、じゃあ、センター方式
ですか、現状のままなのかということも、全然まだ検討中。結局、何を基準にそれを考えておられるのか、そういう基準がどういうところまで来てるのかとかいうのは全然まだお話できる状況ではないのでしょうか。建て替え場所、もしくはセンター方式という
お考え、この2点について、どの付近までお考えというのは、検討中というのは、まだ
お話できない状況なんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 持てる選択肢というのは非常に限られてるとは考えて
おります。ですが、なかなか細部まで詰められてる状況では、もちろんございませんので、不
確実な案をここでお知らせするとなると、ちょっと問題がある、適切ではないと
考えておりますので、もうしばらくお時間をいただいて、その適地の選定について進め
てまいりたいと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 児童・生徒数のお話、この間もされていて、今も当然、そ
れも考えておられるとおっしゃってましたけど、これ、今年8月2日完成の人口ピラミ
ッドというのか、人口統計というんですか、ちょっと分からないんですけども、これ簡

単に、すごい大ざっぱなんですけども、10歳付近から5歳付近まで50人前後、きちんといいませんが、切ってますけども、すみません、ちょっと訂正です。15歳付近から10歳ぐらいまでですね、ここの概数ですけども、10歳を切ってきますと40人ぐらいになってくるんですね。ほんで5歳を切ってきますと、もちろん凸凹はありますが、20人ぐらいになってきますね。残念ながら、右肩下がり、顕著な形なんで、ただ学年数になってきますと、若干違うので、年度別にちょっとお伺いしましたら、平成29年度生まれの方は23名、30年度生まれは22名、令和元年度生まれは22名、令和2年度が23名、3年度が23名、今年は7月末の資料なんですけど12名、もちろん、これは出生数なんで、ある程度転入・転出がありますから、若干の数の変更はあるにしても、でも、こういう数字は大きく変わることはないと思います。

つまり、5歳ぐらいまでの人数は20人余りで来ているんだろうと。そう考えると50人、40人、それで20人前半ぐらいになってくる、こういう状況は当然、僕が言うよりもつかんでおられて、それを含めて、いろんな調理場の計画も考えておられると思うんですけども、これを含めて、まだセンター方式、もしくは各学校方式という一つの大きな要因の中には、まだなっていないんですかね。決め手というか、大きな判断材料とかいうのは。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 児童・生徒の推移でございますが、大体令和4年で390人ぐらい、それが令和9年度では、恐らく290人ぐらい、100名ぐらいの、今と比べると減になるということが大体予測できてます。そこら辺も考えながらの適地の選定ということで、現在取り組んでいるというところでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 最後になりますけども、以前も、何度も僕しつこく聞いたんですけど、喫緊の問題であるとおっしゃっておられてる。残念ながら、少し喫緊という言葉の考え方の差異があるようなんですけども、それはそれとして、いろんな事情があるんだろうと思いますけども、ただ現状の調理場、労働条件、また調理器具の老朽化、建物自体の老朽化、これはもう僕らよりも現場をよく御存じの教育関係の方々、よく御存じだと思います。40年前の労働環境に比べて、今は全然マッチしていることはないと思います。ましてや、この気候状況で厳しくなってる中、調理される方っていうのは、

本当になかなか、ほかの学校等々でも募集かけても来てくれないところが多いという状況をよく聞いています中で、少なくとも早くそういう環境の整備、さっきは賃金どうこうということもありましたけど、環境の整備、そういうのは必要だと思うんで、その付近も考えて、当然、今仮にどこどこに決まったよという結論が出ても、1年、2年という年月がかかると思います。そういうことを考えると、早急な対応が必要としますので、最後にもう一度、その辺の思いを込めて、御返答をお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 先ほどの答弁ともいろいろ重なってくるところがありますが、新しい適地を選定するまでの間というのは、今の施設の、もちろん労働環境、衛生環境というのは大切に対策を取っていかなければならないという認識の下で、今現在も必要な対策は取っております。もちろん、冷房機の設置だったり、照明器具の設置であったりということで、必要な対策は取っております。ですが、なかなか課題解決のためのクリアする項目も多いことがありますので、そこら辺も、ちょっとお時間をいただくことにはなりますが、先進地の事例とかも、参考にもしながら、具体的にはっきりした段階で皆様方にまたお知らせをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） それで最後、何度もすみません。以前は喫緊とおっしゃられて、その喫緊のお話をしたんですけども、今回は喫緊ということは残念ながらお話しされなかったんですけども、状況は当然、見れば厳しくなっている状況だと思います。十分御承知だと思います。改善のほど、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって藤井基彰君の一般質問が終わりました。

続いて、6番、田代哲郎君の一般質問を許可します。

6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） 議長さんの許可をえましたので、一般質問に移ります。

私の一般質問は1点だけです。

新型コロナウイルスワクチン接種について質問します。

新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大が収まりつつはあるように見えますが、まだ

完全な収束に至ってはいません。今日までの第7波が最悪の感染拡大となった主な理由は、水際対策の緩和、感染対策の緩み、感染力が強い新たな変異ウイルスが国内に入り、急激に広がっていきました。

他方では、オミクロン株はそんなに重症化しないとか、ワクチンを接種したから、そんなに広がるはずがないなど、楽観論による感染対策の緩みが生じたことも事実です。

こうした緩みもあり、第7波の前にワクチンの追加接種が必要な時期を迎えていたにもかかわらず、12歳から19歳の3回目接種率は30%台にすぎません。3月から接種が始まった5歳から11歳は、2回目を終えた子供が18%にとどまっています。高齢者など4回目の追加接種も全国的には遅れぎみです。

第6波のオミクロン株BA.2から子供の感染率が上がっていました。そうした状況で第7波の爆発的な感染拡大に伴い、10歳代以下の新規感染者数は、多いときで1週間当たり30万人を超え、第6波のピーク時から倍増しました。大人は2回、3回とワクチン接種をしている一方で、5歳未満はワクチンの対象外、5歳以上のワクチン接種も進んではいないため、子供の重症者も増えています。さらに、ウイルスの病原性が弱くなっているという見方は部分的には当たってはいますが、必ずしも、そればかりが要因ではないと言われます。

重症例が減ってきた大きな要因は、多くの人が重症化を防止するワクチンの効果に守られているからと指摘されています。

さらに、治療薬がそろってきたことも重症者を減らしてきたとされます。

そうした要素があるのに、ウイルスが弱ってしまったから問題がなくなったと考えるのは危険です。

また、必要な人がすぐに必要な医療を受けられる状況もなくなりつつあります。今のように、発熱外来が逼迫し、救急車を呼んでもすぐに来てくれない。来ても入院先が見つからない状況では、命を失う人が出てしまうおそれが増します。

政府は7月29日、新たなBA.5対策強化宣言を設けました。このBA.5対策強化宣言は、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言のように事業者の時短営業などの罰則を伴う規制はできません。感染者が増えて、病床が足りなくなってきたら、都道府県がBA.5対策強化宣言を出し、感染の危険が高い場所への外出自粛を高齢者などに要請できるという程度のものです。

日本の現状は、とっくにまん延防止等重点措置や緊急事態宣言を出すような水準を超

えていたと言われます。こうした状況で7月15日、政府は新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針で、新たな行動宣言は行わないと宣言しました。7月27日付厚生労働省の資料は、行動制限を行わないことを徹底するとまで強調しています。第6波程度の感染拡大であれば、対応できるとの予測に基づくと考えられます。

ところが、政府の予測を大きく超え、第6波よりはるかに多数の感染者が出て、医療体制も追いつかなくなりました。

根拠がない楽観論にくみするのではなく、もっと早い時期に感染の広がりを抑える有効な対策を取るべきだったと考えます。

さきにも指摘したように、第7波の前にワクチンの追加接種が必要だったにもかかわらず、若い人の3回目、高齢者などの4回目接種は全国的に遅れています。第6波のオミクロン株B A. 2から子供の感染率が上がってきました。大人は2回、3回とワクチン接種をしている一方で、5歳未満はワクチンの対象外、5歳以上のワクチン接種も全国的に進んではいません。そのため、子供の重症者も増えています。

今年の8月19日、官邸から公表された新型コロナワクチンの接種回数は3億778万4,820回です。うち、4回接種完了者は2,026万1,052回、開会時の町長挨拶では、当町における新型コロナウイルスの感染症の4回目のワクチン接種状況であります。9月2日時点で、福祉センターでの集団接種と個別接種を合わせますと60歳以上の方では2,940名の方に接種をしていただいております。率にしますと65.1%という状況であります。集団接種は8月21日に終了いたしました。個別接種は現在も続いておりますと述べられています。

紀美野町住民全体のワクチン接種状況と、合わせてその中での5歳から19歳までの接種状況について、現状をお聞かせください。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、田代議員の御質問、新型コロナウイルスのワクチン接種についてお答えします。

新型コロナウイルスは、変異をしながら、現在の主流株であるオミクロン株B A. 5は、非常に感染力強く、感染拡大第7波となっています。現在、徐々に感染者数は減少

してきておりますが、今なお、多くの方々が感染しており、予断を許さない状況が続いております。

また、乳児から10代の感染者割合は高く、重症化する子供の数が増えています。全国でも感染した子供の入院要請が急増しており、発熱や喉の痛み、熱性けいれん、脱水症状などで運ばれてるケースもあります。重ねてのお願いになりますが、お一人お一人の基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。

さて、60歳以上の方や18歳から59歳の基礎疾患のある方、医療従事者及び高齢者施設従事者を対象とした4回目のワクチン接種につきましては、医師会をはじめ関係機関の御協力を得て、実施しているところでございます。

田代議員御質問の接種状況ですが、9月2日現在、紀美野町における60歳以上の4回目接種率は65.1%です。また、2回目の接種を終えた5歳から11歳の接種率は4.0%、3回目の接種を終えた12歳から19歳の接種率は38.5%です。

なお、5歳から11歳の接種率については、全国で約18%となっておりますので、本町の接種率は非常に低くなっております。接種を希望され、まだ接種を受けられていない方につきましては、速やかに医療機関への接種申込みをお願いしたいと考えております。

以上、簡単ですが田代議員の答弁といたします。よろしく申し上げます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 厚生労働省の専門部会は2日、新型コロナウイルスのオミクロン株に対応した改良型ワクチン接種について、高齢者らを対象にした4回目接種で優先的に使用する方針を決めました。9月中旬以降、従来型と切り替えて接種を進める予定です。これは先日のテレビでも放送していました。

10月中旬から少なくとも2回目までを終えた12歳以上に拡大する方針であります。加藤厚生労働大臣は同日、改良型の国内配送が9月中旬から開始されると見通しを示した上で、自治体と密接に連携して、準備を進めたいと述べました。

国内では、アメリカのファイザー社とモデルナ社が派生型B A. 1をベースにした、開発した2価ワクチンを厚労省に承認を申請しており、審査が進められています。同省によると、ファイザー社は12歳以上、モデルナ社は11歳以下が対象となっております。いずれも、現在主流の派生型B A. 5にも効果があるとされ、改良型の供給量について、

同省は国民へ十分に行き渡る量を確保したとしています。4回目接種は3回目接種から5か月経過した60歳以上と、基礎疾患のある18歳以上を対象に、5月下旬から開始されました。

7月下旬からは医療従事者からに対象を拡大しました。

今月1日公表時点で、60歳以上の56.9%が全国的には接種を終えているということです。

新学期が始まって、子供への新型コロナワクチン接種を悩む保護者もあると思います。今月から努力義務となる5歳から11歳接種について、どう判断したらよいかを考えたと思います。

努力義務になったのは新型コロナワクチンが蔓延防止のため、緊急に実施する臨時接種の扱いのため、接種を受けるよう努める努力義務になりました。健康な小児は、まれな副反応やオミクロン株への有効性のデータが少なかったため、今までは除外していました。

除外しなくなった理由は、オミクロン株に対して感染は30%程度、入院は50%から80%が予防できるという健康結果が出てきたからであります。5歳から11歳の子供は大人より副反応が軽く、まれに起きる心筋炎も少ないことは分かってきました。日本小児科学会もメリットがデメリットを大きく上回ると判断し、健康な小児のワクチン接種は意義があるから推奨に変更しました。ただし、努力義務は接種を強制するものではありません。感染予防効果は少ないため、集団免疫も期待できません。

日本では2019年に急性脳症を含め、インフルエンザで20歳未満の65人がなくなっています。ワクチンで急性脳症などの重症の合併症を減らすことができるなら、亡くなったり後遺症が残ったりすることも減らすことは期待できます。

努力義務となる5歳から11歳の子供を持つ保護者にどのように働きかけるつもりと
いうか、働きかける所存なのか、その辺の思いについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の御質問にお答えします。

5歳から11歳の、現在2回まで承認されているんですけども、3回目の接種については、9月6日から接種できるようとなりました。もちろん、そのワクチンの安全性であるとか、有効性については、国のほうで厳格に評価された上で、薬事承認されたものと考えております。しかしながら、国内で使用されている新型コロナワクチンは、薬

事承認を受けて、一定の評価が与えられておりますが、接種によって、もちろんメリットとリスクがあります。その両方を十分知った上で接種していただくことが大切でございます。

そのメリットである感染予防であるとか、重症化予防、リスクについては接種部位であるとか、発熱であるとか、アレルギー反応、死亡に至るケースまでであるというようなことをきちんと案内、接種対象者に対して案内を送って、希望される方については接種していただくよう、今までと変わらず、きちんと案内し、十分理解した上で接種していただきたいと思っておりますので、そのあたりについて接種案内時にきちんと明記して、接種案内を送りたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 今、感染が急拡大しているB A. 5は免疫を持たない集団で1人の感染者から感染する感染者数が18.6と言われます。かなり感染力が強いことが分かっています。当初の新型コロナウイルスよりも感染力が格段に強く、いわゆるはしか並みというふうに言われています。ただ感染力が驚異的な強さになっているにもかかわらず、政府の対策に根本的な変化はありません。したがって、ある程度、収まってきたてはいますが、現段階での感染者の増加は止まることはないというふうに言われています。

これまでのB A. 2でも、ワクチンの効果は少なくなっていました。急増しているB A. 5では、さらに効果が落ちると言われています。新しいワクチンに切り替えるとは言いますが、現在の状況では、それでもある程度は効くということで打っています。3回目接種を終えた人も、接種から時間がたってしまうことは、ネガティブな要素だと言われています。

先般来から、この町でも4回目接種をずっと終えたんですが、それがいつ頃から効果があるかは、予測が難しい状況です。B A. 5は動物実験で病気を発症させる性質・能力が高いことは分かっています。その中でワクチンを巡る様々な問題も浮かび上がってきました。これは全国的な話です。中には、副反応を気にして打たない人もあります。ごくまれではあるが、ワクチンで健康に障害を来すことがあるのも分かっています。

そこで、保健福祉課として、接種対象者のワクチン接種に対する意識について、難しいと思っておりますが、今現在ではどのように認識されているのかお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の御質問にお答えします。

3回目接種については、12歳以上の方が対象となっているところですが、その接種率は全体で言うと79.6%、60歳以上で言うと、約9割の人が接種されております。4回目接種については、先ほど答弁で答えさせてもらったんですけど、途中段階なんですけれども、65.1%ということで、60歳以上についても、まだ接種率が3回目と比べると低い状況です。

4回目接種については、基礎疾患だけが対象となっておりますので、今後、オミクロン株対応のワクチン接種が12歳以上の方は対象となりますので、そのあたり、接種、若い方も接種していただけたらと考えてるんですが、感覚的には、発熱であるとか、痛みを伴う接種がありますので、そのあたりで若干、接種を控えてるっていう方も多いのではないかなと、感覚的に思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） もう1回だけ質問いたします。

先ほども申しましたが、昨日ですか、テレビでも放送してますが、新型コロナウイルスのワクチンについて厚生労働省はオミクロン株に対応した新たなワクチンの追加接種を始める方針ということです。対象は2回目までの接種を終えた全世代を想定しているとのことです。

マスコミによりますと、感染拡大の抑制と社会経済活動の維持を両立させる狙いがあるとのこと。8月8日に開かれた厚生労働省の専門分科会では、重症化予防だけではなく、発症を防ぐ効果も期待できると、全世代でワクチンの接種を進めることに肯定的な意見が相次いでいます。

新ワクチンは中国武漢由来の従来株に対応した現行のワクチンとオミクロン株の初期に対応した系統BA.1に対する成分を組み合わせた、いわゆる2価ワクチンと呼ばれるタイプのワクチンです。

世界保健機構WHOは、有益である可能性があるとの見解を示しています。

米ファイザー社とアメリカのモデルナ社は8月8日と10日に、その新しいワクチンの承認申請を厚生労働省に行っており、昨日のテレビでは、それが承認されたということです。だから、9月中に輸入が可能になるということになると思います。

オミクロン株というのは、重症化リスクは低いものの、免疫を解放しやすく、感染力が強い現状です。従来株から変異を繰り返すことで、感染に関わる表面の突起、スパイクたんぱく質と言うんですが、変異は30か所程度に上っており、今のワクチンでは従来の株に比べて効果は落ちます。

それから、第7波では、病床逼迫もさることながら、いわゆる鉄道やバスなどの減便とか、そうしたインフラにも影響が及びました。だから、強い感染力に対抗できる新たな一手が求められたということだと思います。

重症化リスクがある高齢者だけではなく、全世代への接種を想定するのは、個々の感染や重症化を防ぐとともに、社会全体で免疫を持つ人の割合を高める狙いがあるものと言われます。

導入する新しいワクチンはオミクロン株に対して感染を防ぐ中和抗体の量が現行ワクチンを接種した場合と比べ、1.56から1.97倍に増加したと言われます。

繰り返しますが、5歳から11歳のワクチン接種では、12歳以上と同じ予防接種法上の努力義務が課されることになりました。

努力義務というのは、接種を受けるよう努めることを保護者などに求めるものです。5歳から11歳への接種は臨時接種に位置づけられることが決まった今年の2月には、有効性のデータが不十分だとして、適用が見送られたんですが、その後、新たな治験が集まり、8月8日に開かれた厚生労働省の専門分科会に適用が了承されました。

先日の分科会でも、適用が承認されました。

ワクチンを使った2回目接種で約80%の入院予防効果があるという海外データが示され、安全性の大きな懸念も見られていないためということです。

厚生労働省や学会が積極的に接種を呼びかけることにしたのは、子供の感染が増えているためで、それでも5歳から11歳までの2回目接種の人は非常に少ない状況です。

同じような質問になりますが、オミクロン株に対応した新たなワクチンの追加接種と努力義務が課される5歳から11歳の接種について、町としてはどういうふうに取り組むのか、その辺の思いをお聞かせください。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の御質問にお答えします。

田代議員御指摘のとおり、オミクロン株については、非常に感染力が強く、感染者数

がもう急激に増加しました。重症化の率というのは、非常な、ほかのコロナワクチンの株と比べて低いんですが、感染者数全体が増えてくると、どうしても入院者数、それから死亡者数も増える可能性が高く、実際にそうっております。

町としましては、重症化のリスクであるとか、感染者のリスク、予防効果のあるコロナワクチンをきちんと打っていただいて、感染拡大防止と、国の言う基本的な対処方針である社会経済活動の両立を図っていくべきと考えております。そのために、町としては、きっちりと受けたい方については、接種をしていただいて、経済活動との両立を図れるよう進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 以上で、田代哲郎君の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 11 時 58 分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 25 分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、9 番、向井中洋二君の一般質問を許可します。

9 番、向井中洋二君。

（9 番 向井中洋二君 登壇）

○9 番（向井中洋二君） それでは、私のほうから 2 点質問をさせていただきます。

まず 1 点目、中学校の免許外教科担任の解消についてであります。

3 月 7 日の県議会の一般質問において、この免許外教科担任の解消についての質問があり、その中で、宮崎県教育長が和歌山県は他府県と比較して免許外教科担任数の許可数が多い状況を認め、改善に向けて取り組むと答えておりました。

そこで、紀美野町立中学校の現状はどうなっているのかお伺いをいたします。

2 点目、レジャーにおける無断駐車とごみ放置問題について。

近年のアウトドアの高まりと、また特に最近コロナ禍の下、河川敷等の野外でバーベキューを楽しむ人が貴志川でも増えています。そうした中で、モラルの低い一部の人が無断駐車をしたり、ごみを放置したりしていると聞いております。この問題をどのよう

に考えているのか、お伺いをいたします。

2点、よろしく申し上げます。

(9番 向井中洋二君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) それでは、向井中洋二君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 向井中議員の中学校の免許外教科担任の解消についてお答えさせていただきます。

免許外教科担任制度とは、中学校、高等学校などにおいて、当該学校の普通免許状を有する教員に他の教科を担当させることを特別に認める制度のことを言います。

現在、紀美野町内の野上中学校、美里中学校においては、技術・家庭科の教科において免許外教科を担当している教員がおります。

学校は国が定める公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によって、公立小・中学校等の教職員定数が定められており、学級数が少ない小規模校では、中学校1校当たり9教科全てを充足できる教員数が配置できない状況となっております。

それを解消するために、非常勤講師の配置を希望し、今年度は、美術科、音楽科については配置ができませんでした。技術・家庭科については、長年にわたり非常勤講師の人材が見つからず、免許外教科担任制度に頼らざるを得ない状況となっております。

和歌山県教育委員会は、免許外教科担任の解消に向けて取り組んでいくということです。紀美野町もできる限りの改善に向けて、引き続き免許保有者の人材発掘や育成、配置について、強く県へ訴えていきたいと考えております。

また、今後、免許外教科を担当していただく教員が必要なことも考えられますので、教科教育の質の向上のために、免許外教科を担当している教員を対象とした、研修制度の充実を、併せて県へ要望していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長（東浦功三君） それでは、私のほうからは、向井中議員の2点目の御質問、レジャーにおける無断駐車とごみ放置問題についての質問にお答えいたします。

紀美野町では、議員おっしゃるとおり、以前から一部の心ない者による河川でのバーベキューごみの不法投棄対策に苦慮しておるところです。

これらの事案は7月から8月の夏季に集中しておりまして、バーベキューで出たごみや道具をそのまま放置したり、車から道路に投げ捨てたり、自動販売機の容器回収箱の横に山積みしたりという悪質な事例もございます。

また、河川でバーベキューをしている間、路上での違法駐車や無断駐車についても、看過できない問題であると認識しております。

町といたしましては、海南保健所の協力を得ながら監視カメラを設置したり、警告看板を設置するなど不法投棄の抑止を目的とした対策と、不法投棄が新たな不法投棄を誘発しないよう、事案があれば早急に回収するよう努めているところです。

また、路上違法駐車は警察による取締りでございますが、公共施設の駐車場につきましては、施設の目的を考慮しながら、コーンなどで物理的に無断駐車を禁止したり、物理的な措置ができない場合は、関係者以外駐車できない旨の看板を設置するなどの対応をしているところもございます。

町としましては、紀美野町の美しい自然環境と住民の皆さんの生活環境の保全のため、引き続き関係機関と連携しながら、監視と即時回収を続けるとともに、川遊び客への啓発についても取り組んでいく必要があると考えております。

以上、答弁いたします。

（住民課長 東浦功三君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） 先に免許外教科担任の話ですが、和歌山県で中学校と高等学校合わせて免許を持たない教師が生徒に教えている、特に、中学校では多くなっていると聞いております。

その中で400名以上が免許外教科担任ということで示されているわけですが、この部分については、和歌山県では教科によっては、全国ワーストワンの年もあったと聞い

ております。なかなか、この問題については難しい部分も多々あると思いますが、今の現状で、中学校の免許外教科担任を受けられている総人数と、教科別の人数を教えてくださいとさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 向井中議員の御質問にお答えさせていただきたいと思
います。

現在、野上中学校におきましては、技術が2名で、家庭科が2名、美里中学校におき
ましては、技術が2名で、家庭科が1名となっております。

○議長（伊都堅仁君） 9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） 野中では技術科2名、家庭科2名、美中では技術が2名、
家庭が1名ということでしたが、この現状を考えて、このことが生徒や、またこれを担
任する教師がどのような影響を受けているかというのを教育委員会はどのように考えて
おりますか。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 向井中議員の御質問にお答えします。

一つは、この現状を生徒がどう考えているかということ、二つ目は、教科外の教科を
担当している教員はどう考えているかということの御質問でしたが、まず、生徒につい
ては、当然、その専門的な教員免許、教科の免許を持った先生に教えてもらうというこ
とについてのほうが、当然、専門的な知識があるので、いいとは思いますが。ただ、免許
外の担当で教えていても、しっかりと自分で勉強しながら教えているということもあり
ますので、生徒にとって、専門的な知識・技能をつけるには、若干、そらね、教員免許、
きちっとした免許を持っている人とは違うとは思いますが、そういう点で少しは
生徒が教員に対する信頼度というか、そういうのはちょっと低いかなと、そういうこと
は考えます。

それから、免許外担当している教員についてですけども、当然、自分の専門教科につ
いては教えているわけでございます。プラス、専門外のことを教えるということになれば、
当然、どういうことを教えるかということで、しっかりと教材研究をして臨まなけ
ばならないということが起こってきますので、自分の教科を教えるよりは、負担が大
きいということは確かだというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） 生徒さんは、先生を選べるわけではないので、学校の方針の中で、そういった配属をされた先生が教えるわけですが、その免許を持たない先生が技術・家庭と言いますが、について、この町の教育委員会として、この先生たちをどうサポートしていくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 向井中議員の御質問にお答えします。

この教員をどうサポートしていくかという話なんですけども、1つは、免許外の担当をする必要がないように持っていくのが一番いいわけです。今現在、音楽とか、あるいは美術については、非常勤講師と言って、非常勤講師に入ってもらって、その人たちはきちっとした美術であるとか、音楽である教員免許を持っております。

そういった形で技術も家庭も、そういった教員免許をきちっと持っている方に来てもらうというのが一番理想的な形であるわけなんですけども、いかんせん、免許を持つての方がなかなか見つからないと。なかなか来てくれにくい状況にあるということが一つありますので、それがかなわない場合には、今、次長も申し上げたように、免許外を担当する教員のやっぱり研修の機会を取っていくということが大事であると考えています。

現在、研修、学びの丘で行われている研修では、この免許外の研修というのはないというふうに聞いておりますので、こういった研修をぜひやってもらうように、県教育委員会のほうへまた要望を上げていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） 今の説明を聞きますと、教員不足というのが第一にあるのかと思いますが、先ほど、次長のほうからも言われた県の教育委員会に対して、これを、この免許外教科担任の解消をするために要望するという中で、具体的にどのような形で、どういうふうに要望していくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 具体的な要望ということですけども、今年の教員採用検査では、実際、技術4名、家庭科3名の募集を行っています。ということは、その教科の教員を採用しようということだと思んですけども、ところが、なかなかその免許を持たれた方を採用されても、配置先は大きな学校でないと、なかなかできないと。とい

うのは、小さな学校に配置する場合には、例えば時間数の多い教科を免許外で担任せな
いかんということになってきますので、なかなかそれは現実的ではないので、それは仕
方ないかなというふうに思うんですけども、ただ、そういった採用検査をやったときに
は、たくさんの教員、技術や、あるいは家庭科の免許を持たれた先生が受けに来てるわ
けで、そういった人たちから、ぜひ非常勤講師として配置をお願いするということが、
私たちにとっては一番実利のある要求だというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） なかなか難しい問題ですので、教育委員会においては、
この問題の重大さをしっかりと認識していただいて、県教育委員会並びに関係機関と連
携をして、この問題解決に向けて取り組んでいただきたい。

もう一度最後に、教育長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） この免許外教科担任制度というのは、本来、この特別な
措置ということで、本来は免許を持たれた先生が教えるのが一番いいわけでありまして、
そうでないと、そういう状況にならない場合については、それを回避するためにどうし
たらいいかということを考えて、県教育委員会並びに県教育委員会を通じて文部科学省
等に働きかけをしていきたいなというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） それでは、次に参りたいと思います。

レジャーにおける無断駐車とごみの問題についてであります。今年のごみの放置問
題の発生事案がどの程度、どの地域であったのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） 向井中議員の御質問にお答えしたいと思います。

今年7月、8月で、この2か月間で当該バーベキュー、川遊びの不法投棄件数は全部
で7件でございます。

1件は、吉野地区、小川橋の下で1件ございました。そして、野中地区、十三神社の
付近で1件ございました。また、美里地区の鎌滝、地域団体が運営しております柿の木
物産販売所の前に、バーベキューごみと思われるものが1件放置されておりました。ま

た、毛原宮、永宝橋の下で2件、そして同地区の国道道路沿いで1件、それから長谷宮地区の公衆トイレ前で1件、全部で7件でございました。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） 今聞かせていただいた、この場所については、いずれも無断で駐車できるところがあるところが多いような気がします。そういったことでいいますと、このごみの放置問題と無断駐車というのは切っても切り離せないのではないかとということの中で、毛原地区においては、無断駐車看板を上げてはいただいておりますが、その効果がどの程度あるのかというのは、町としては把握されてますか。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） 向井中議員の御質問にお答えします。

今回発生しておりますところの、無断で駐車できるところが多くございます。その中で、地域の団体さんであるとか、例えば、十三神社の宮司さんであるとか、そういった方々につきましては、以前からそういった被害が続いておりましたので、そういう看板をつけてらっしゃることは、私どもも認識しております。一部の方は、ほとんどの方だと思んですが、そういったマナーもちゃんと守って、地権者とお話しして車を置かせてもらったりという方がいらっしゃるというふうにも聞いておりますが、マナーの悪い方につきましては、無断でとめたり、道路に違法駐車したりというところもあるというふうに私どもでは認識しています。

それで、公共施設につきましては、そういった事案があるところにつきましては、物理的な防止柵をやったり、看板を設置したりとしておるんですが、物理的に柵をすとか、コーンを置くとかとなったところは、物理的に置けないので、そういうところは何というかな、解消できるんかかもしれませんが、やっぱり、ほかの施設、例えば、農村センターであるとか、そういった不特定多数の方が御利用される場所につきましては、封鎖するということはできません。

ですので、そういった啓発看板を立てて御協力を求めるという、そういった形でしかできない場合もございます。それで、全てが皆さん守っていただけるかということ、そうではないのかなというふうに、ちょっと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） まあ、なかなか解決に向けては難しい、これも問題だと思えますが、奈良県の天川村では、2017年に、もうバーベキュー自体を全面禁止するという条例を制定したと聞いております。これは、いかどうか、ちょっと私も判断しにくいんですが、その後、2019年に村が有料のバーベキュー施設を造り、ごみの捨て場も併設し、環境への配慮もしながら、観光客の誘致を進めているとあります。

紀美野町においても、こうした取組をしてはと考えますが、いかがですか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 実際、天川村のほうでは、2017年に条例を制定しまして、その後、罰則規定がないもので、それからでもごみをかなり川で捨てられたことがずっと続いたようでございます。それは、後ほどテレビで取り上げられ、横断幕を道に並べて、マスコミが入ったため、ある程度減少したという経過がございます。

それで、天川村はそのことで、バーベキューのお客さんが減ったという部分がありまして、観光客誘致ということを両立させるために2019年、20年開園になったと思うんですが、てんかわ天和の里のバーベキュー場を2,500万円かけて建設してございます。そういったことは、かなり有用になってくるかなと思いますので、今後、天川村をはじめ、その他先進地事例を参考に、ちょっと勉強して検討してまいりたいと考えております。

あと、有料制と、それから費用対効果という部分が、どうしても考えなければならないという部分がございますので御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） このことについても、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

無断駐車問題、また放置ごみ問題につきましては、モラルの低い一部の方々のことではありますが、先ほど、住民課長から言われた監視活動、また啓発活動をしっかりとやっていただいて、この問題解決につなげていきたい。この監視活動と啓発活動について、具体的にどのような考えがあるのか、最後に御答弁願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） 向井中議員の御質問にお答えいたします。

現在も取組は続けておるんですが、監視カメラによる抑止を狙った監視ですね、監視

カメラ、現在町内8か所設置をしておるんですが、これが全てバーベキュー客の放置ごみとはなっておりません。現在、川遊びの方々の放置ごみ対策としては、そのうち2基をこの7月、8月はつけております。

それと、先ほども申しましたが、こういう事案は通報によりお知らせいただいております。不法投棄が不法投棄を呼ばない、誘発しないように、即時撤収を私どもは気をつけてやっておるところです。

また、こういった抑止を目的とした監視であるとかは、なかなかピンポイントに行くものではございません。ですので、一部のモラルのない方の行為が大きな問題になっておるので、直接川遊びをされておる皆さんに啓発できる方法、ここでどういう方法とは、ちょっとなかなか申し上げることはできませんが、効果的かつ持続可能なやり方を模索しながら、研究して実施していきたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって向井中洋二君の一般質問が終わりました。

続いて、8番北道勝彦君の一般質問を許可します。

（8番 北道勝彦君 登壇）

○8番（北道勝彦君） 質問させていただきます。

1、道の駅について。

黒字経営ができるなら、私も道の駅を造ることに賛成ですが、バブルがはじけ、黒字経営が難しいと思います。多額の住民のお金を使っての道の駅です。多くの役員をつくられていますが、試算ができなければ、経営に何の役にも立ちません。また、黒字になるかどうかの試算ができなければ、事業はできません。役員で何人の方が黒字経営ができるとの試算をされたのかお聞きします。

②もし赤字経営になった場合、誰が責任を取るのかお聞きします。

③もし道の駅を造らないとなった場合、道の駅を造ろうと使った全額を住民に返還していただかねばなりません。返還していただけるのか、お聞きします。

2、入札について。

合併後も、高額落札が続くので、落札予定額が漏れているのではとの質問に、町長が入札資料を金庫に入れ、入札当日まで開けないので、絶対に漏れることはありませんとの答弁でした。鍵をかけるのを忘れたのか、漏らさなければならぬことがあったのだ

と思います。

漏らしていたため、2回の入札事件が起きました。

紀の川市では、入札事件で職員を守るため、副市長が全責任をかぶり責任を取り、職員には何のおとがめもありませんでした。

役場内で起こったことは町長、副町長が責任を取るべきです。

漏らしていたため起こった事件なのに、一職員に全責任の罪をかぶせ、町長・副町長は逃げて何の責任も取っていません。どうして責任を取らなかったのかお聞きします。

3、裁判と資料について。

合併後も高額落札が続いているので、質問しますと、今後も業者育成のための行政を続けますとの町長の答弁で、議会を傍聴に来ていた毎日新聞に掲載されていました。私は、高額落札を止めるには、裁判を行うしかないと思い、裁判をすることにしました。

被告、寺本光嘉として、（落札額250万円以上）業者落札額80%以上の差額分約8億5,000万円を業者から紀美野町に返還せよとの裁判です。（当時、助役 寺本光嘉、総務課長 小川裕康）

裁判は約2年半続きました。100%落札が40%あり、あとはほとんどが90%台落札と、多くの資料がありながら、証人がないため、不起訴の判決でした。

①他の裁判については、議会のたび、経過報告をしていましたが、この町長被告の裁判は何の報告もなく伏せて、住民は裁判を起こしていることさえ知りません。

町長は、住民のお金を使つての裁判であり、住民に知らせる義務があります。どうして、他の裁判と同じように経過報告をしなかったのか、お聞きします。

②表のA社は町長の会社です。町長の会社だけ変更契約を行い、設計額より高額にしています。当時の助役 寺本光嘉氏か、総務課長 小川裕康氏しか、変えることができません。どちらの方が変えられたのかお聞きします。

③町長は当時の総務課長として、全て把握されていたと思います。表のような高額落札により、町の損失をつくる業者の高額落札を正すこともなく、何年も続けています。

当時の総務課長として住民に申し訳ないと思わなかったのか、お聞きします。

4、行政について。

行政とは、第1に住民の命と住民の財産を守ることだと思います。他町ではバブルがはじけ、合併を機会に住民の財産を守るため、町を自分の家だと思い、苦渋の決断をして、赤字事業は廃止、または経営改革を行い、黒字経営を続けています。

例として、日高川町かわべ天文台廃止、有田川町生石天文台・二川温泉・護摩山売店レストラン・札立峠売店レストラン廃止、しみず温泉は経営改革を行い、黒字経営を続けている。

紀美野町は赤字事業を継続して、大きな赤字をつくり、現在も続いています。

町長の家の経営は堅実に行っています。早急に他町や町長の家のような堅実な行政に変えなければ、住民の財産は守れません。経営改革をすれば、黒字経営ができます。町長は、これからも赤字事業を続けるつもりかお聞きします。

質問に対する答弁を明確にお答えください。よろしく申し上げます。

(8番 北道勝彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) それでは、北道勝彦君の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画管財課長、中前君。

(企画管財課長 中前貴康君 登壇)

○企画管財課長 (中前貴康君) それでは、私のほうから北道議員の、1番目の道の駅について、2番目の入札について及び裁判と資料についての②と③の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初に議員御質問の道の駅についての、何人の方が黒字経営ができると試算されたのか等の御質問につきまして、以前からこの御質問をいただいた際にもお答えをさせていただいておりますが、道の駅とは、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と、地域の振興に寄与することを目的に、駐車場・トイレ・子育て応援施設など、無料で24時間利用できる道路利用者のための休憩機能、道路情報・地域の観光情報・緊急医療情報などを提供する道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、そして、文化教養施設・観光レクリエーション施設など、道の駅をきっかけに町と町とが手を結び、活力ある地域づくりを共に行うための地域の連携機能、この三つの機能を併せ持つ休憩施設でございまして、これらの休憩施設が個性豊かなにぎわいある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携の促進などの効果が期待されるものでございます。

また、当町ではこの三つの機能に加えて、防災関係施設の整備も検討していく予定でございまして、その他の道の駅の機能の一つとして、農産物直売所などの販売施設を整備する場合には、販売施設の採算性について検討するのはもちろんのこと、地元

の特産品などを活用した活力ある地域づくりの促進や町内に点在する観光施設・宿泊施設・各種飲食店などへの誘客促進など、道の駅単体ではなく、町全体の活性化を図ることにより、道の駅の建設や運営にかかる費用を上回る経済波及効果を生み出すことができるよう努めてまいりたいと考えてございます。

そこで、町では道の駅検討委員会を開催し、道の駅について協議を行っているところでございます。今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が小さくなった6月10日に、通算2回目の道の駅検討委員会を開催し、様々な視点から町の強みと目指すべき方向性について検討いたしました。

次に、8月上旬に視察研修を予定しておりましたが、またしても新型コロナウイルスの感染拡大を受け、延期することといたしました。これから幾度か開催する道の駅検討委員会の場において、委員の皆様方から多方面の貴重な御意見をいただきながら経営的な視点も含め、様々な角度から道の駅について検討を重ねてまいりたいと考えてございます。

また、議員が心配していただいている点につきましては、様々な協議を行い、丁寧な説明をしながら慎重に進めていくものと考えており、その検討や協議等にかかる経費につきましては、その都度議会に上程し、御審議いただき、進めさせていただきますので御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、北道議員御質問の、2番目の入札についての御質問にお答えさせていただきます。

当町での2件の不祥事につきましては、公務の公平性を著しく損なわせるとともに、町政に対する町民の信頼を大きく失墜させるものでありました。同じ過ちを繰り返さないよう職員一人一人が公務員としての自覚を持ち、法令を遵守し、業務に取り組んでございます。

さて、議員の、どうして責任を取らなかったのかとの質問ですが、当時の町長及び副町長が監督責任を明らかにすべく、町長及び副町長の給与月額を減額する条例について、平成28年3月議会及び令和2年4月臨時議会において御承認及び御可決をいただいております。

また、同時に入札制度につきましても、再発防止を徹底するため、職員研修の実施、最低制限価格へのランダム係数の導入、最低制限基準価格の事前公表、入札結果の検証の実施、指名停止期間の見直しなどを進めているところでございます。

今後も、公正かつ適正な入札を執行してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、3番目に御質問の裁判と資料についての②及び③の御質問について、お答えさせていただきます。

②の変更契約の件につきましては、現場において当初は想定していなかった事態が発生したときに、町監督員等が現場確認を行い、発注者、受注者双方協議の上、設計の変更をする必要があると認められるときは、適正に設計図書の訂正または変更を行い、その内容に基づいた変更契約の手続を行っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に③の高額落札の件につきましては、平成18年1月に町が合併して以来、工事、委託業務、物品購入など数多くの入札が行われてきました。

その落札額は、業者が自ら積算し、応札した金額により落札されたものであり、適正な金額であると思っております。したがって、損失があったとは考えてございませんので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長 (坂 詳吾君) それでは、私のほうからは、北道議員の3番目の裁判と資料についての一つ目、裁判の経過報告について及び4番目の行政についての御質問にお答えいたします。

まず初めに、北道議員の3番目の裁判と資料についての一つ目、裁判の経過報告についての御質問にお答えいたします。

平成21年10月23日に和歌山地方裁判所に提起された損害賠償義務付け住民訴訟請求事件についてですが、平成24年5月29日に判決が言い渡されました。このため、訴えが提起されてから判決が言い渡されるまでの経過を、平成24年6月12日の議会全員協議会において、御報告させていただいております。

また、その後、原告は原判決の取消しを求め、平成24年6月13日に控訴を行いました。結果は、棄却され平成24年12月11日において、判決が確定しました。これにつきましても、平成24年12月11日の議会全員協議会において、それまでの経過

と訴訟費用について説明させていただいております。いずれも、紀美野町議会全員協議会記録に記載されておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、裁判の経過報告についての答弁とさせていただきます。

続きまして、北海道議員の4番目の行政についての御質問にお答えいたします。

合併当初の平成17年度決算では、普通会計における地方債残高、つまり借金は13億9,448万7,000円であり、貯金に当たる財政調整基金については3億3,016万5,000円と脆弱な財政状況でありました。市町村合併が行われた場合には、スケールメリットにより様々な経費の削減が可能であると考えられ、その対応に長年地道に取り組んでまいりました。住民サービスにつながる施策を積極的に実施する中で、職員数の削減においても、定員適正化計画に基づき取り組んできたところです。

また、普通交付税の縮減に備え、平成25年度から平成29年度の予算編成について入りを量りて出ざるを制するという財政規律の下、各所属別に一般財源の枠組みを設け、予算要求を行う枠配分方式の導入を行い、限られた財源を効率的・効果的に活用し、徹底的に無駄をなくす取組を実施してまいりました。

その結果として、令和3年度決算について、今議会で決算認定の議案を上程中ではありますが、町の借金である地方債残高は78億5,305万9,000円となり、平成17年度と比較して58億4,142万8,000円減り、率にして42.7%の減少となりました。また、町の貯金である財政調整基金については、財政の健全化に努めつつ、町の活性化に資する事業を積極的に展開する中で、16億1,703万3,000円となり、平成17年と比較しますと12億8,686万8,000円も増え、大幅な改善を図ってまいりました。

また、令和3年度決算における財政健全化判断比率については、議案書の23ページの財政健全化審査意見書の中にもございますが、実質公債費比率は9.0%、将来負担比率は45.4%であり、財政破綻寸前と言われる判断基準である早期健全化基準の25%、350%を下回っている状況であり、健全な財政運営を行っているところでございます。

しかしながら、当町が抱える人口減少や地方創生の問題に取り組んでいくためにも、今後財政需要は高まると考えており、議員の皆様の御協力をいただきながら、不断の見直しを行いつつ、持続可能な財政運営を行っていく所存でございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、行政についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

8番、北道勝彦君。

○8番 (北道勝彦君) 道の駅について。

今、答弁されましたが、質問外の答弁では納得できません。質問に対する①、②、③の答弁についてもう一度お願いします。

○議長 (伊都堅仁君) 質問に対してちゃんと答弁してあるよ。あなたの欲しい答えはくれへんで。

8番、北道勝彦君。

○8番 (北道勝彦君) 質問はね、①役員で何人の方が黒字経営ができるかとの試算をされたのかお聞きします。

②番、もし赤字経営になった場合、誰が責任を取られるのかお聞きします。

③、もし道の駅を造らないとなった場合、道の駅を造ろうと使った全額を住民に返還していただかねばなりません、返還していただけるのかお聞きします。

○議長 (伊都堅仁君) 休憩します。

休 憩

(午後 2時15分)

再 開

○議長 (伊都堅仁君) 再開します。

(午後 2時19分)

○議長 (伊都堅仁君) 一度、そのあたりのことについて、企画管財課長、説明してください。

企画管財課長、中前君。

○企画管財課長 (中前貴康君) 役員で何人の方が黒字経営ができるのか、試算をされたのかという質問でございますが、現段階では、黒字経営ができるかの試算というものは、まだ検討してございません。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） ②番目、もし赤字経営になった場合、誰が責任を取られるのかお聞きします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） お答えいたします。

まず、1点目に、仮定の質問にはお答えはできないというふうに考えております。

検討委員会は、全部で20名いらっしやって、議会の方々にも入っていただいて、いろいろ検討を重ねていくというものであります。ですから、1回目、2回目までしかできてないと、視察もまだできてない、コロナでできてないというのがまだ現状でありますので、これからどういったものをついていうのを、さらに検討を重ねていただくものというふうに認識しております。

先ほど、課長が申したように、道の駅とはどういうものであるかということですね。無料の休憩所であるとか、トイレであるとか、そういう施設は赤字・黒字の施設ではないんですわ。駐車場は造りましたと。そこは、赤字を、黒字を問う、そういう施設ではないんですわ。駐車場であれば、トイレも有料、そういうものではないんですわ。

道の駅には、さっきからずっと言うてますが、休憩施設である、トイレである、駐車場というのは当然必要であるんですが、そういった施設は有料ではないですから、当然、費用は要ります。その施設について、赤字・黒字を議論するものではないんですわ。

それだけでしたら、利益が上がりません。

そういうことですから、一概に赤字になったらどうのこうのとかっていうことにはお答えできないということでもあります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） このね、水商売っちゅうんはね、売上げの利益の中から全ての経費、人件費とか、銀行への返済とか、全てのことを出していかなんの、一番難しい商売や。こんな商売ね、並の人間にできることありません。

だから、多くの役員と違って、何ぞつくられてるというが、こういう試算もできてないような人間を何人、100人つくっても、200人つくっても、いっこも足しになりません。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 2時23分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 2時24分）

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 道の駅は営利のための仕事と違って、奉仕するための仕事かい。そんなばかなことあるか。多くの住民の金使うてする仕事やで。利益にならなんだら、やめとかなしゃあないやないか。そんなこと言うて、行政でとかやったら。

○議長（伊都堅仁君） 来る人の利便性のための施設やということです。

○8番（北道勝彦君） 利益求めやんと事業すること自体、大きな間違いや。そんなね、住民の金、何億って使うて、何億って要ると思うんよ。奉仕するような町と違うで。なぜ、利益に基づいてせんのか。おかしい話やないか。町長、もう1回答お願いします。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 2時25分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 2時27分）

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） そういう奉仕だけの道の駅やったらね、もうやめといたらどうなえ。かじか荘も赤字、事業みなすべて赤字やないかほとんど。そんな事してて住民の財産守れることないやないか。

そんなみんな県外から来て、話したりトイレ行ったりする場所つくれ。そんな場所つくらいでええやないか。おかしい話やないか住民の金やぞ。もっと野菜も売ったりいろんな事、食堂したりせんなんねさけ、やっぱり試算せんと事業するわけにはいかんと思うんよ。自分の金やったらええで、そりゃすべて自分の金やったらええ。そんなえした

いんやったら、町長、役員さんかなんか知らんけど、40人程あるみんなでいっぺんやってみて下さいよ。どんだけプラスになんの。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 2時29分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 2時31分）

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） ③番、もし道の駅を造らないとなった場合、道の駅を造ろうと使った全額を住民に返還していただかねばなりません。返還していただけるのかお聞きします。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長（中前貴康君） 北道議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほども回答させていただきましたが、今後進めていく上で、様々な協議を行い、丁寧な説明をしながら、慎重に当然進めていくものと考えてございます。その検討や協議等にかかる経費につきましては、その都度、議会に上程し、御審議いただき、進めさせていただきたいと思っておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 1番はもう結構です。

2番、入札について。

紀の川市では入札事件で職員を守るため副市長が全責任をかぶり、責任を取り、職員には何のおとがめもありませんでしたと。役場内で起こったことは町長・副町長が責任を取るべきだと僕は思います。

答弁のような入札では事件は起こりません。合併後、2回の入札事件が起こっていますが、2回とも、町長・副町長は何の責任も取っていません。2回とも、どうして責任を取らなかったのか、お聞きします。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長（中前貴康君） 北道議員の質問にお答えさせていただきます。

今お聞きしました質問につきましては、先ほどお答えさせていただいておりますので御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 2時34分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 2時42分）

あと、質問あるなら続けてください。

8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 裁判と資料について。

前もって質問の要旨を出して、答弁ですが、明快な答弁はいただけません。どうしてですか。明快な答弁できてない。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 2時43分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 2時45分）

○議長（伊都堅仁君） 4番目行ってください。

8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 4、行政について。

地方債とかね、答弁の中で、何していますとか、そんなこと質問してるのと違って、これ、赤字、町長はこれからも赤字事業を続けるつもりかお聞きしますという質問やしよ。こんな地方債、こんだけ返してしてますとか、そんな質問と違うんよ。簡単なもんよ。要するに、続けるのやったら続ける、続けやんのやったら続けやん、これが答え

やっしょ、質問に対する。こんな地方債で幾ら返したって、そんなこと言われたって、
わえら分からん。質問に対する答弁だけでええんよ。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 2時46分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 2時48分）

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 具体的な生石高原のお話も出ましたですね。かじか荘、生
石高原、レストハウスというのは、町にとっても大切な施設でありますので、この事業
は続けてまいります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 今まで2億5,000万円ぐらい赤字つくってます。かじ
か荘と生石山で。それをまだ続けるっちゅうんかい。

○議長（伊都堅仁君） もうそれで終わります。

答弁の必要はないです。終わります。

以上で北道勝彦君の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時49分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時03分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、1番、1番、桐山尚己君の一般質問を許可します。

1番、桐山尚己君。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） 　　では、日本の2大コロナ対策であるワクチンとマスクを継続することは本当に大丈夫なのかについて質問してまいります。まず、その前に、6月議会の一般質問において、私は子供たちに早くマスクを外させてあげるには、まず大人から外す必要があるとして、その場でマスク非着用宣言をいたしました。

その後、議会の全員協議会の場で、先輩議員との間でかんかんがくがく、けんけんごうごうの議論となりましたが、自分の自由意思を貫くことは変えませんでした。しかしながら、私の本旨は、まず子供たちにマスクのない学校生活を早く取り戻してあげたいということであり、いたずらにほかの議員との溝をつくり、深めることではありません。よって、マスク対応については、一旦、以前のように、通常はマスクを外し、発言時にはマスクを着用とする形に戻すことにいたしました。

これも私の自由意思であり、決して強制されたとか、同調圧力があつたというわけではありません。紀美野町議会はそんなことをしませんので、誤解なきようお願いいたします。

では、質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症に関しては、もう何度も一般質問で取り上げてまいりました。

最初の国内感染が報告されてから、既に2年半以上が経過する中で、我々を取り巻く環境はどんどん変化してきました。

ウイルスは変異を繰り返し、オミクロン株となって、既に弱毒化しています。その一方で、世界的なパンデミックということで、人類史上初めての遺伝子ワクチンなるものが十分な安全性や効果の確認もなされることなく、特例承認され、日本を含む世界の多くの国々で接種され続けてまいりました。

ワクチンは当初の予定の2回接種から追加で3回、そして現在4回目の接種が行われてきたという、その過程の中で、効果や副反応、後遺症といったものの経験値も積み上げられてまいりました。

コロナ対策には、ほかに緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による行動制限もありましたが、現状の変化により、宣言等の発令はほぼされることはなくなりました。

各種活動の自粛がいまだに行われている実態もありますが、これも早晩、元に戻るものと期待していますし、戻さねばなりません。

ワクチンと並んで、我々の健康に大きな影響を及ぼしていると思われるのは、マスク

の着用であります。

昨年の6月議会、そして今年の6月議会と、マスク着用による健康への影響について指摘してまいりましたが、マスク着用が常態化している現状はほとんど変わっていません。

私は、人類史上発の遺伝子ワクチン、そしてこれも恐らく史上初の3年近い長期にわたるマスクの着用がどのような効果があり、その反面、どのような負の影響をもたらしてきたのか、あるいは今後もたらずであろうかといったことを国として、そして地方自治体として検証し、現状に即したコロナ対策に切り替えていく必要があるのではないかと強く思います。

この点に関する執行部の見解を伺います。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、桐山尚己君の質問に対する答弁を求めます。

保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) 桐山議員の御質問、日本の2大コロナ対策(ワクチンとマスク継続)は本当に大丈夫かについてお答えします。

現在、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、徐々に減少してきておりますが、今なお高い水準で推移しております。若い世代を中心に広がった第7波ですが、現在では幅広い世代に広がり、一般医療にも多大な影響を及ぼしています。感染拡大を食い止めるため、基本的な感染防止対策を徹底することが大切です。状況に応じたマスクの着用、手指衛生、密回避、室内の小まめな換気、体調不良のときは速やかに医療機関への受診をお願いしたいと考えております。また、ワクチン接種をまだ終えていない方で、接種を希望する方は早めに接種していただきますようお願いいたします。

さて、これまでの新型コロナ対策の効果の検証は、国では、今年5月に有識者会議を発足させ、医療提供体制や保健所の機能強化、ワクチンや治療薬の生産・確保の体制などについて課題を洗い出し、将来の感染拡大に備える対策を検討したところです。その検証を踏まえた対策として、重症化予防や発症予防のためのワクチン接種と感染拡大防止のためのマスク着用をお願いをしているものと考えております。

御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） ワクチンにつきましては、当初、感染予防効果が90%とか、95%とか、喧伝されていましたが、それだけの効果はありましたか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 感染予防効果90%っていうところについては、ちょっとごめんなさい、細かい資料はありませんのでお答えできませんが、もちろん、感染予防効果ももちろんあると聞いておりますし、重症化予防も比較的長い期間において効果があるということで、報告を聞いておりますので、感染予防効果、発症予防効果については徐々に、時間の経過とともに低下していくということなんですけれども、先ほど言わせてもらった重症化予防については、比較的高い状態で保たれているということ国の方から聞いております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 当初は国民の7割程度がワクチンを接種すれば、集団免疫が獲得できると言われていましたが、国民の8割が2回接種を終えた後も、結局集団免疫なるものは獲得できず、それどころかブースター接種と称して3回目、4回目の接種に突入している現実があります。その間、ウイルスは変異を繰り返し、当初の武漢株から大きく変わったオミクロン株が現在の流行の主流であります。

このオミクロン株に対して、武漢株ワクチンを現在接種しているわけですが、これの効果は本当にありますか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） このオミクロン株については感染予防であるとか、発症予防については、比較的低い、ただ重症化予防については、高い効果を得られているということで、高齢者であるとか、基礎疾患のある方については効果があると考えております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） そうですね、感染予防は低いですね。図らずも岸田首相が4回目を接種して間もなく新型コロナに感染して、この効果がないことが露呈してしまいました。芸能界では萩本欣一さんなどもそうです。

4回目接種がどんどん行われているさなか、日本の感染者数は何と、4週連続で世界一ということになってしまいました。3月議会、6月議会において、反対してきたように、オミクロン株に武漢株のワクチンが効かないことは、専門家の指摘により、当初から分かっていました。もちろん、感染増の理由はほかにもあるようです。

ここで1つ確認ですが、この新型コロナワクチンの使用有効期間はどれだけありますか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 有効期限については、一定期間ワクチンを保存した場合に品質が保たれているかどうかというところで、国のほうで薬事法の手続を経て承認されるものでございます。

現在、12歳以上のファイザー社のワクチンは15か月、5歳から11歳のファイザー社のワクチンは12か月、モデルナ社については9か月の有効期限となっています。

紀美野町では取り扱ってはいませんが、アストラゼネカ社のワクチンは6か月、それからノババックスについては9か月となっています。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） ファイザー社のワクチンで言いますと、最初にこのワクチンが出てきたときは、6か月だったわけですね。課長もよく御存じだと思いますが、それが3か月ずつ延長して行って、9か月、12か月、そして三度も延長されて、今や15か月です。当初の有効期限の期間の何と2.5倍、こういうことになっているわけですから、こんなに延長してしまって、本当に大丈夫でしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 先ほど、ちょっと言わせてもらったんですけれども、保存した状態に品質が保たれているかどうかというところで、国のほうは薬事上の承認をしていることになりますので、このファイザー社のワクチンについては15か月の間、品質が保たれているということで承認されているものと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） これ、通常では考えられないことですね。食品だったら、完全にアウトです。同様に人の体に入れるものであっても、医薬品だったら大丈夫なのかというふうに私は思いますね。じゃあ、最初の6か月という有効期間、有効期限は何

だったのかというふうに、普通であれば、私は思うと思うんですが、これは後で触れま
すけれども、日本がファイザーのワクチンの在庫処分場になっている可能性があるんじ
ゃないかというようなことも疑ってしまうわけですね。

これまで何度も感染の波が押し寄せてきて、回を重ねるごとに、波がより大きなもの
になってきています。現在、第7波が収束に向かっていますけれども、早晩、次の第8
波がやってくると思われます。そして、再度、またワクチンをとという話になると思いま
すが、我々はこれ一体何回打てばいいんでしょうかね。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 私も専門的知識がないため、それについては、ち
よっと答えかねるところなんですけれども、コロナの感染症の感染状況、それからワク
チンの効果の継続性、あと特効薬の開発次第だと考えておりますので、そのところを全
体的に見通して、何回打てばいいのかというのは、国のほうで判断されていくものと思
えております。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 特効薬というのは出てこないと思いますよ。これ、新型コ
ロナというのは風邪の一種ですから、これは厚生労働省がちゃんと言ってますからね。
風邪の一種ですから、風邪の特効薬というのはいないわけです、昔から。風邪の特効薬を
発明したらノーベル賞ものだというふうにずっと言われてきておりますけれども、なぜ
かという、どんどん変異していくからですね。だから、特効薬というのは、私は出て
こないというふうに思います。

政府は既に7回分のワクチンを買いつけたという情報もあります。ということは、少
なくともあと3回、4回と打たなければ終わらないと、そういうことになるんでしょ
うか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 先ほど言わせてもらったように、コロナの感染状
況によるところだと思いますので、国のほうの契約は別として、その状況によって判断
されるべきものだと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 今般、政府は5歳から11歳の小児へのコロナワクチン接
種を努力義務とする決定をいたしました。この根拠は何なんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 現在は違うんですけど、以前は5歳から11歳のコロナワクチン接種は臨床試験などから、有効性や安全が確認されていることで、海外でも広く接種が進められることを踏まえ、日本でも進められています。

ただ、小児については、オミクロン株に対するエビデンスが確定的でないことを踏まえて、予防接種法の努力義務の規定は適用されず、最新の科学的知見を踏まえて、改めて議論することが適当であるということで進められてきました。

その後、8月8日の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、オミクロン株流行下での新たな治験、時間の経過とともに低下した感染予防効果が3回目接種により回復することができ、年齢の近い12歳から15歳で確認され、日本において薬事承認されている。3回目接種による局所及び全体反応については、その都度、2回目接種と比較して、副反応の状態については、2回目接種と大きな差がなかったことが海外で報告され、それについても日本の薬事審査でも軽症、中等症であり、大きな懸念がないということ踏まえて、努力義務を適用することが妥当との見解が示されております。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） ただいま保健福祉課長、有効性、安全性の確認はできていたというふうにおっしゃっていましたが、これ大前提を思い出してほしいんですけども、この史上初の遺伝子ワクチンというのは、いわゆる短期的な効果と安全確認しかされてないもので、中長期的な確認というのは一切されてないわけですね。それは武漢株の当初のワクチンであっても、今回出てきたオミクロン株のワクチンであっても、中長期的な安全確認というのは一切されてないわけです。それを絶対に我々は忘れちゃいけないと思いますよ。まるでそれがなかったかのように、話がいろんところで進んでいるようですけども、この大前提を忘れてたら、我々将来、えらいことになる可能性があるとは私は本当に危惧しております。

この遺伝子ワクチンはファイザーのものであれば、来年の5月までは、第4層の治験が継続中であるというふうに私は認識しております。つまり、それを、これまで我々は使ってきたと、言ってみれば、言い換えれば、ある意味、人体実験というような形で使ってきたということになるわけです、全世界の人間が。だから、一体全体、どれだけプラセボが、偽薬ですね、プラセボが含まれているのか、どれだけの割合で、どんな感じになっているのか、もう全く分からないわけですよ。そういう状態でずっと、ここま

で来ているということでありますので、その部分というのは、こういう場で発言をされる時も十分に注意していただきたい。あたかも中長期的な懸念はないんだという前提での発言はぜひ控えていただきたいなというふうに思います。

オミクロン株となって、弱毒化し、大人でも重症化率がぐっと下がっている現状下で、もともと重症化することはほぼない小児に、中長期の安全性が全く分かっていない遺伝子ワクチンを努力義務という言葉を使って、半ば、半強制的に打たせようとする政府の意図が私には全く分かりません。

衆議院外務委員長で海外の事情に詳しい自民党の城内実議員は、子供にワクチンやマスクは本当に必要なのか、大丈夫なのかと、半強制したら駄目だろうというふうにはっきりと発言されております。

身内からそんな声が出てくるほど、今政府はおかしなことをやっているわけです。コロナワクチンの様々な負の影響が分かってきたことで、これ以上のワクチン接種を続けることに慎重な動きがどんどん出てきています。

イギリスは5歳から11歳の小児へのコロナワクチン接種を打ち切りました。デンマークでも18歳未満の子供へのコロナワクチンが禁止になりました。どんどんこうした流れが強まってくると思われれます。それなのに、なぜ日本はその流れに逆行して、半強制的に小さな子供への接種を進めようとしているのでしょうか。既に7回分買いつけてしまったからでしょうか。

ちなみに、努力義務として打たせるワクチンは武漢株対応のものですか。それともオミクロン株対応のものですか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 現在打っているコロナワクチンについては、中長期的な安全性というのは、誰にも分からない状態です。科学的な知見で言うと、メッセージRNAワクチンで、ファイザーであるとか、モデルナはそのワクチンを使っているんですけども、メッセージRNAは、短期間で分解され、遺伝子情報に組み込まれるものではないということで、国のほうはそう伝えているところなんですけれども、国のほうでは、このような科学的な知見だけではなくて、審議会等で副反応の状況を見ながら、判断してるところでございまして、国のほうで十分しっかり安全性を評価しているものと考えております。

5歳から11歳のワクチン接種については、先ほど言わせてもらいましたが、

海外での実績であるとか、2回目接種と比較して大きな差が海外ではなかったと、そういうような懸念材料があまりない状況から、努力義務をお願いするものでございます。この努力義務というのは、接種を受けるよう努めなければならないという予防接種法の規定のことで、義務とは異なります。感染症の緊急の蔓延防止の観点から、皆様に接種に御協力いただきたいという趣旨から、このような規定がありますので、もちろん接種は強制ではなく、最終的には、あくまでも本人が納得した上で接種をいただくことになります。

接種によるメリット、それからリスクについて、十分検討していただいて、こちらからも、町のほうからも十分情報提供してまいりたいと考えておりますので、その判断をしていただいて、するかどうか決めていただけたらと思います。

今度、3回目接種の5歳から11歳のワクチンについては、オミクロン株は12歳以上が対象になりますので、5歳から11歳については、従来のワクチンを打っていただくという形になるということで、国のほうから聞いております。

以上でございます。

- 議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。
- 1番（桐山尚己君） 5歳から11歳までの3回目については、従来の武漢株ワクチンということでありましてけれども、どんどん変異を繰り返して行って、今、BA.5、次に来るのはどんな株か分かりませんが、恐らくまた変異をした別の株が出てくるんだと思います。そういう状況下、小さな子供に一番最初の武漢株のワクチンを打ち続けても、本当に大丈夫ですか。効果はあるんですか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

- 保健福祉課長（森谷善彦君） 5歳から11歳については、先ほど言わせてもらったとおり、従来の武漢株に対応したワクチンで、オミクロン株対応のワクチンについては、海外での実績、そのデータが十分ではないというところで、従来の武漢株のワクチンを使うもので、それについては重症化予防というところに重点を置いているものと考えております。

以上でございます。

- 議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。
- 1番（桐山尚己君） 今回のオミクロン株対応のワクチンに関しては、オミクロンのBA.1を元につくられているというふうに認識しております。このBA.1対応の

ワクチンというのは、ほとんど臨床試験等、安全性の確認ができていないということもあってか、恐らく我が日本、我が国が初めての使用になるのではないかというふうに思います。アメリカのほうでは、B A. 5 対応のものが今出てきつつあって、そちらのほうを使うというふうに言われております。ただ、この2価ワクチンですね、武漢株とオミクロン株、二つをチャンポンにした2価ワクチンというのは、まだまだ初めてなので、そういう意味でも、安全性の確認というのは、従来のものよりもできていないということは誰にも分かることであります。このあたりをしっかりと周知していかないといけないと思いますよ。

東京理科大学名誉教授で、世界で最も多くのウイルス抗体をつくっている、この分野では一流の専門家である村上康文さんは、メッセンジャーRNAワクチンは、感染症の予防対策としては、完全に破綻したワクチンであり、ベネフィット、メリットですね、はなく、リスク、デメリットしかない。何回これまで打った人であっても、もうこれ以上打たないことだと、こんなワクチンを将来・未来ある子供に打ってはいけないというふうに断言されております。

ワクチンを繰り返していくと、効かなくなる。これ、我々経験してきたことですが、効かなくなってくるし、ADE、抗体依存性感染増強と言われるものですね、これを誘発したり、今後、自己免疫疾患を抱える人が増えてくる可能性を非常に懸念しているというふうに発言されております。

もちろん、こうした発言には、全て根拠となる論文もあるそうです。

そして、政府はすぐにでも全ての種類のコロナワクチン接種を中止すべきだというふうにおっしゃっています。

ちなみに、コロナワクチンの危険性を示す論文は、本年1月時点で、既に1,000件を超えているそうです。オミクロンB A. 5は、感染力こそ強いものの、弱毒化しているため、デルタ株までのような肺炎を引き起こし、人工呼吸器やECMOが必要となるような重症化はほぼ皆無です。死者が多いと言いますが、実際の死因はコロナ以外の場合がほとんどのようです。愛知県の大村知事は、先月の臨時記者会見で、愛知県では亡くなる方のほぼ全てがコロナ以外の要因で亡くなっている。重症者もコロナで重症になったのではないと発言され、PCR陽性なら、全てコロナ死と理不尽に決められていた基準の見直しを政府に要請しました。

先日、日本感染症学会は、オミクロンは普通の風邪と大差ないという緊急声明を出し

ました。こんな状態で、この遺伝子ワクチンは特例承認の要件を満たしていると言えるのでしょうか。この特例承認の要件というのは何でしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 特例承認については、医薬品・医療機器等の品質・有効性及び安全性の確保に関する法律第14条の3第1項の規定に基づき、疾病の蔓延防止のための緊急の使用が必要、当該医療品の使用以外に適切な方法がない、海外で販売等が認められているという要件を満たす医薬品について承認申請資料のうち、臨床試験以外のものを承認後の提出としてもよいなどとして、特例的な承認をする制度でございます。

国内で未承認の医薬品について、使用を許可するための制度の一つで、緊急時に健康被害の拡大を防止するため、海外での使用実績などを基に、本来の手続を短縮・省略して承認する期間を短縮して販売などを認めるもので、新型コロナウイルスの治療薬やワクチンのほとんどが、この過程で承認されているものでございます。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 御説明ありがとうございます。蔓延防止のため、緊急時にと、ほかに有効な手立てがないというような要件を言っていただきましたが、今、果たして、これ緊急時でしょうか。

日本感染症学会が普通の風邪と大差はないというふうに緊急声明を出している、その対象、これが緊急承認を継続して中長期の安全性が全く確認されていないものを使い続けていくと。これは私にとっては、私だけなのかもしれませんが、少なくとも私にとっては、全く解せない理屈であります。

この新型コロナの件に関しては、全般、PCR検査であったり、このワクチンであったり、いろんなことが私は政府がこれまで進めてきたことに関して、全く理解できないというようなことが数々ありました。

そういったものが積み重なって、このまま我々がこの大きな流れに乗って、日本全体で前へ進んでいったいいものかというふうに思い、ワクチンの予算案等にも反対してきたわけです。

次です。マスクについてです。

マスクについても同じであります。6月議会でも申し上げましたが、エビデンスピラミッドで、信頼性の高い上位の研究で、マスクが感染を抑えるという科学的根拠は確認

されていません。逆に、マスクが感染予防に効果がないというふうな結果になっております。国がマスクの着用を推奨・お願いすることの科学的根拠は何かありますか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） お答えします。

お互いが不織布マスクを装着することで、非感染者が感染者から浴びるウイルスの量は7割減ったという東京大学医科学研究所の実績結果もありますし、またアメリカのカリフォルニア州の研究では、屋内でのマスク着用の状況と感染しやすさを比較しておりますが、布マスクは56%、不織布マスクでは66%、N95マスクでは85%の感染が減ったと報告されております。

屋内でマスクをすることで、感染リスクが低下することは、エビデンスのレベルが高い複数の研究所のメタ解析、複数の研究結果を統合し、より高い見地から分析することをメタ解析と言うんですけれども、そのことでも示されており、科学的に信頼性が高いと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 国立感染症研究所は、マスクの着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠・論文はないと、行政文書不開示決定通知書を発行しています。国立感染症研究所はないというふうに言っているわけですね。

一方で、先ほど保健福祉課長おっしゃった東大医科学研究所による研究ですけれども、国のガイドラインに参考資料ということで、マスクの効果が図で示されておりますけれども、これのことをおっしゃっているんだと思うんですが、東大医科学研究所によるマネキン実験シミュレーションで、マスク着用有無による飛沫拡散率を示したものであります。

ただし、これは感染性の有無に関する証明が全くできておらず、人体での実験であるとか、社会実験がなされておきませんので、科学論文としての価値はないというふうに言われております。あくまでも、シミュレーションであると。

ですから、国立感染症研究所がマスクの着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠・論文はないというふうにしているんだと思います。

マスクをすることの弊害については、これまでも述べてまいりましたので、繰り返すことはしませんけれども、最も大きなものとして、人が生きていく上で欠かせない呼吸を制限することですね。最も重要な生きる基盤が制限されること、これがあらゆる面

で影響を及ぼすことは、素人である私にも想像に難くありません。それも、毎日毎日、1日の大半をその状態で過ごすわけです。

子供たちの健全な発育にどれだけの悪影響を与えているか。私は本当にこれは未恐ろしいなというふうに思っています。それは、高齢者に対してもしかりであります。

ちなみに、マスクをしていないという理由で濃厚接触者にされてしまうというようなことはあるのでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 濃厚接触者の定義については、感染者と同居あるいは長時間の接触があった者、適切な感染防護なしに感染者と診察、看護、もしくは介護をした者、感染者の気道分泌液、唾など、もしくは体液などの汚染物に直接接触した可能性のある者、その他、手で触れることのできる距離、1メートルぐらいで、必要な感染予防対策なしで感染者と15分以上の接触があった者と定義されております。

マスク着用をしていないという理由だけで濃厚接触者とはなりません、感染者との距離や時間、接触などにより、総合的に判断されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） ありがとうございます。マスク非着用、即濃厚接触者ではないということがはっきりしました。マスクは基本的に感染者がすることで、他人への感染を抑止するというものであると理解しております。健康な人が着用する意味は基本的にないわけですね。しかも、さきに述べたように、新型コロナがオミクロンとなって弱毒化し、普通の風邪と同等になった現在、やる意味というのは、ほとんどないんじゃないでしょうか。我々は、早く元の生活に戻るべきだというふうに私は思います。

皆さん、既に御承知のとおり、アメリカやヨーロッパでは、もはやマスクは誰もしていません。コロナが弱毒化して、風邪となったことを大前提とし、これまでの方針を大転換したわけです。

岸田総理大臣や林外務大臣は、海外で要人と会談する際は、マスクを外し、至近距離で話をしています。これが日本に戻られると、たちまちマスク姿に変身します。この異常さというのは、実は小学生でも気づいていて、ある小学生がテレビでも、そのおかしさを指摘していました。完全なダブルスタンダード、二枚舌ということでもありますね。

ちなみに、マレーシアでも、室内でのマスク義務化を基本的に撤廃しました。コロナ

対策の厳しかったシンガポールでさえも、室内でのマスク着用義務を既になくしました。

一方で、日本では行き過ぎたマスクの強要が問題になっています。マスクをしていないという理由で、乗客の乗車を拒否した伊豆箱根バスが運輸省中部運輸局から行政処分を受けました。マスクをしていないことが公序良俗に反することはないと、監督官庁としてはっきり示したわけです。

マスクの着用の継続や、危険性が見えてきたコロナワクチンを接種し続ける根底には、コロナが恐ろしい感染症として、いまだに感染症法上の2類相当以上に指定されているからであると思います。日本感染症学会が普通の風邪と変わらないとしている感染症がなぜ、いつまでも致死率10%や35%といったSARSやMARSと同等扱いされているのか。季節性インフルエンザと同じ5類にすれば、この騒動は終わると主張する専門家が数多くいらっしゃいます。毎年1,000万人もの患者が発生してきたインフルエンザ流行時には、患者本人以外は、医療関係者は別として、誰もマスクはしていませんでした。

我々は諸外国のように、以前のような状況に戻すべきだというふうに思います。

最も今、私が心配しているのは、学校現場でのマスク着用が継続することによって、子供たちに及ぼしている、及ぼしてきた悪影響であります。

健康的な問題ですね、マスクをずっとしていることで、酸素不足になって頭痛がしたり、ぼうつしたりというお子さんは、恐らく自分では言えないけれども、数多くいらっしゃるのではないかというふうに思います。

我々大人と違って、お子さんはそういうことを前面に出して、しんどいから取るということとはなかなかできないと思いますよ。ちょっとやったら、友達から、あっ、それ駄目だよって、もちろん友達も悪気があって言っているわけではない。大人に言われて、それを守っているだけだと。だから、あなたもちゃんと守ってねという、そういうことで、子供は多分、そういうふうな対応をするんじゃないかというふうに思います。

そして、そういう身体的な健康面での問題に加えて、さらに心配なのは、今、日本人の間で既に一定数いるであろうと言われているマスク依存症であります。過去2年半、マスクをし続けた結果、マスクで顔を覆うことで、顔の半分をマスクで覆うことで、自分を匿名化して、そうすることで何らかの利益を得られるということを見いだしてしまった子供たちや、これは大人もそうだと思うんですけども、そういう人が一定数いるのではないかというふうに思います。

教育長がしばらく前に、ちょっとおっしゃっていましたが、高校生の女性で、もうマスク取りたくないんだと。下着を脱ぐのと同じような感覚で恥ずかしいんだというように事例をちょっとおっしゃっていたことがありますけれども、まさに本当にそのとおりだと思います。そういう心理状態のお子さんや、若い人たちが相当数いらっしゃるんじゃないかというふうに思います。

そういった感覚になっている方は、もうマスク外していいよとある日言われたとしても、恐らく外せないんじゃないかと思いますね。あるアンケートで、今もうマスク外してもいいよと言われたら外しますかというふうに、言われたらどうしますかっていうアンケートで、いや、このままし続けるっていうふうに答えた方が相当数いらっしゃいました。ごめんなさい、細かい数字は覚えてませんが、かなり、数十%という割合でいらっしゃいました。これは、社会心理学的に見て、病気というふうに捉えていいんじゃないかというふうに私は思います。取ってもいいのに、自分の健康を考えたら、逆に取らなきゃいけないのに、取れない。もう、こういう状態に半分なりかけてると。学校の子供たちが、もしそうだとしたら、これを継続することによって、将来、その子供たちが大きくなったときに、その影響がどんなふうに及んでいくのかというのは誰も分からないわけですね。

子供たちを守ってあげられるのは、我々大人なんだと思います。我々は、相当の危機感を覚えて対処していく必要があるんじゃないでしょうか。少なくとも学校において、子供たちが自分の自由意思でマスクの着脱ができるような環境整備を早急にしていかなければ、取り返しのつかないことになりかねないというふうに、本当に私は思います。

この点について、教育長、何かよい方法というのはないんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 桐山議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

現在も学校のほうでは、感染予防について細心の注意を払いながら、熱中症対策を最優先に考えて、マスクの着用を指導し、教育活動を行っておるところです。

桐山議員申し上げてるのは子供の自由意思でのマスクの着脱ができるような環境整備をということではありますが、学校内では、陽性者が判明した場合の濃厚接触の特定にはマスクの着用の有無が無関係ではありません。自由意思でマスクの着脱をさせていた場合、誰がどの場面をつけていたか、外していたかの特定が非常に難しくなります。学

校の教育活動を円滑に進める上では、混乱を招くことにもなりかねません。

また、小学校の低学年の児童にとっては、友達との間隔が十分に確保できているとか、この活動は呼気が激しくなる活動であるのかなど、自分では、もう判断することが困難であるという場合も考えられます。しかし、学校も一律にマスクの着脱を指示しているわけではなく、様々な事情を抱えている子供たちがおりますので、それぞれの事情に応じたマスクをつけないことによる同調圧力がかからないように、学級指導であったり、保護者への啓発を現在行っているところでございます。

今後、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送れることを最優先に考え、一人一人に配慮した適切な感染症対策の徹底と円滑な学校運営ができるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 名古屋市の河村たかし市長は、テレビのインタビューで、子供のマスクを外す、黙食をやめることに賛成だと、自然免疫でコロナと闘うのが一番だと、マスクをしているのは日本だけ、子供の元気を回復する方向で進めたい、教育委員会と相談していききたいというふうにおっしゃっています。

その後、教育委員会との議論が進んでいるものと思いますが、教育委員会のみならず、この町のトップとして、ぜひ町長にも、この子供たちのマスク着用継続ということがどれだけの悪影響を及ぼすかということに鑑み、ともに意見を闘わせながら、よりよい方向に持って行っていただきたいなというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） お答えをさせていただきます。

先ほど、教育次長も申してましたけれども、子供たちが学校で健やかに勉強なり、遊んでいただくというのは、本当にそれを願っておるところであります。決して、マスクを皆さんにさせていただきたいという、そういうことではないんですけれども、いろんなことをやっぱり考えた上で、やっぱり必要なとき、そうでないときとかというのはあるかと思えます。今、議員おっしゃられたように、名古屋市長は、そういう宣言をされたということでもありますけれども、私たちもしっかりと教育委員会と協議検討しながら、子供たちの安全性とか、健やかに学校で勉強、遊んだりできるように、これはしっかりと考えていきたいと思えます。従来のマスク徹底期ということから、やはり変わってきてる部分も大いにあると思えますので、十分協議検討したいと思えます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 町長の大変力強いお言葉、ありがとうございます。紀美野町は子育て県下一を目指し、さらには文部科学省が推薦する生きる力、これをどんどん伸ばしていくということに力を入れてやったださっております。このマスクをずっと着用し続けることというのは、この生きる力を育むのではなくて、その逆の生きる力を削いでしまう方向に行くものだというふうに私は非常に懸念しておりますので、この観点からも、ぜひ積極的に、こんなときは外せるんだよ、外してねっていうことを、周りの大人から率先して模範を見せるとともに、ぜひ取り組んでいていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって桐山尚己君の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

◎日程第2 議案第67号 財産（土地）の取得について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、議案第67号、財産（土地）の取得について、議題とします。

説明を求めます。

消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） それでは、議案書の1ページをお開きください。併せて、議案参考資料、これの1ページから2ページ、御高覧賜りたいと思います。

議案第67号、財産（土地）の取得について。

次のとおり、財産（土地）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めます。

令和4年9月13日提出 紀美野町長 小川裕康

取得の目的でございます。消防庁舎建設用地として取得するものでございます。

土地の所在地は、紀美野町下佐々字上吉見1606番1の一部外4筆の一部でございます。

土地の面積は9,820.33平方メートル。なお、取得価格及び契約の相手方に関しましては、記載のとおりでございます。

御審議いただき、原案どおり御可決賜りますよう、よろしくお願いたします。

以上、説明とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

◎日程第3 議案第68号 工事請負契約の締結について

○議長（伊都堅仁君） 日程第3、議案第68号、工事請負契約の締結について、議題とします。

説明を求めます。

建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長（米田和弘君） それでは、追加させていただきました議案書の2ページをお開きください。また、議案参考資料3ページ、4ページを併せて御覧ください。議案第68号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月13日提出 紀美野町長 小川裕康

契約の目的でございます。

令和4年度トンネル照明及び非常用設備改修工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は1億3,574万円でございます。

契約の相手方は和歌山県田辺市稲成町336-1 株式会社第一テック 代表取締役 朝間一議でございます。

この工事は、町道上神野真国線の三本松トンネル照明設備と町道サン・リゾートラインの雨山トンネルの照明設備と非常用設備について改修を行い、周辺住民の生活道路、町外へのアクセス道路としての安全な通行確保や、万一の事故の際の連絡や危険防止、事故の拡大防止などを図るものです。

既存設備はいずれも約30年程度経過し、経年による劣化と、機器等の製造停止に伴い、大規模な改修が必要な時期となっております。

照明設備につきましては、両トンネルとも低圧ナトリウム照明からLED照明へ、また坑外灯、分電盤や配線などを改修することとしています。

また、雨山トンネルの非常用設備も同様に劣化しており、警報表示板、制御装置、非

常用電話、押ボタン式通報装置、受信制御機、非常電話案内板や配線などの改修を行うものです。

議案参考資料の3ページに記載のとおり、令和4年8月29日に入札を行い、調査基準価格の1億6,338万3,000円を下回る入札であったため、落札を保留し、株式会社第一テックに低入札価格調査報告書を提出いただき、聞き取り調査を行い、9月9日、紀美野町低入札価格調査委員会での審査を経て、同日に仮契約を行ったものでございます。

なお、参考資料4ページ目に、トンネル照明及び非常用設備改修工事計画図にて、主として改修する設備を示させていただいております。

以上、簡単ではございますが、議案第68号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

◎日程第4 議案第70号 令和4年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第4、議案第70号、令和4年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について、議題とします。

説明を求めます。

保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) それでは、議案書の4ページをお開きください。

議案第70号、令和4年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)。

令和4年度紀美野町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,411万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億8,885万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月13日提出 紀美野町長 小川裕康

なお、今回の追加予算は、現在、新型コロナウイルスの主な流行株であるオミクロン株に対して、より高い有効性が期待される対応ワクチンの接種体制を整えるため、追加予算をお願いするものでございます。

続きまして、予算に関する説明書の3ページをお願いします。補正予算説明資料についても併せて御覧ください。

歳入でございます。

15款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金は、1,233万1,000円の増額補正です。コロナワクチン接種に要する費用に対し、国から100%負担されるものであります。

次に、2項3目衛生費国庫補助金は、178万円の増額補正です。ワクチン接種体制を整えるため、消耗品や郵便料などに要する経費に対し、国から100%補助されるものであります。

続いて、4ページを御覧ください。

歳出でございます。

4款衛生費、1項3目新型コロナウイルス感染症予防接種事業費は1,411万1,000円の増額補正です。オミクロン株対応ワクチン接種のため、必要経費を計上するものです。

接種時期については、ワクチンの供給スケジュール、医療機関との調整などが整い次第、およそ10月中旬以降実施したいと考えております。

接種対象者は、2回目接種を終了した12歳以上の方で、前回の接種から5か月を経過し、希望する方に対して接種したいと考えております。

人数は7,000人を想定しております。接種場所は、今回も総合福祉センターでの集団接種、各医療機関での個別接種での実施をしたいと考えております。

以上、簡単でございますが、議案第70号の説明といたします。よろしく申し上げます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

◎日程第5 議案第63号 工事請負契約の変更について

○議長(伊都堅仁君) 日程第5、議案第63号、工事請負契約の変更について、議題とします。

これから質疑を行います。5番、七良浴 光君。

(5番 七良浴 光君 登壇)

○5番(七良浴 光君) 先日、説明を受けたのですが、この参考資料で言いますと、A2の橋台、またはP1、P2の橋脚での追加の部分についてお尋ねします。

まず1点、A2の橋台で湧水による地盤軟弱化に伴う耐荷力不足により、鋼材の変更と書いてるんですが、この地盤の調査を設計を組む段階でボーリング調査等をA2の橋台の設置位置で何か所ボーリング調査をしたのか。

それから、P1、P2の橋脚についても同じく、ボーリング調査を何か所やったのか。

それから、仮置き土の敷均しとかということで追加も出ておりますが、この仮置き土は、当初の設計には含まれていなかったのかどうか。そのことについてお尋ねいたします。

(5番 七良浴 光君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 休憩します。

休 憩

(午後 4時15分)

再 開

○議長 (伊都堅仁君) 再開します。

(午後 4時16分)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長 (米田和弘君) それでは、七良浴議員の御質疑にお答えいたします。

まず、A2橋台、及びP1、P2橋脚の部分について、ボーリング調査何か所やったかということでありました。それぞれ1か所ずつ、全部やってはございます。ただ、いかんせん、その湧水っていうんですかね、水が湧いてきた部分もありましたので、その変更を余儀なくされたものでございます。

それと、御質疑された仮置き土の敷均し部分なんですけれども、これにつきましては、当初の設計のほうでは、計画のほうには入ってございませんでした。といいますのが、これにつきましては、最初はA2の橋台部分を先にかかる予定でございました。それについて必要な土の量を順次工事内流用していく予定であったんですけれども、この2,500立米と1,900立米、併せて4,400立米の分を全てこの現場内に置く必要がありましたもので、最終的に工事が進んでいった段階で、仮設、A2橋台部分の1,900立米、それと橋台部分を掘削したときに発生した土の部分というのが、ちょっと余ってきたというような形になってきましたので、仮置き土を敷ならしという部分に土を

盛って置かせていただいたような状態でございます。

以上でございます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 5番、七良浴 光君。

○5番 (七良浴 光君) 今の答弁をお伺いしたところ、A2の橋台、P1、P2の橋脚、それぞれ1か所ずつボーリング調査をしたという話ですが、A2の橋台の部分でボーリング調査をした段階で湧水は発見されなかったんですか。この湧水を発見できたのはどの時点で湧水を発見されたんですか。

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

○建設課長 (米田和弘君) それでは、議員の御質疑にお答えしたいと思います。

湧水が認められたという状況なんですけれども、当初ボーリングさせていただいたときも若干の湧水はございました。しかしながら、橋台を掘削する中で、予想以上に多く出てきたというのが実際でございます。そのために、既設道路がございますので、既設道路を保持するために鋼材の変更を行ったような状態でございます。

以上です。

○議長 (伊都堅仁君) 5番、七良浴 光君。

○5番 (七良浴 光君) やはり、何のためにボーリング調査をするのかというのを考えてみたら、素人ですが、考えてみると、やはり少しの湧水でもあれば、やはりこの工事の設計者がもっと細心の注意を払って設計を組むという必要があったのではないかと、このように思いますが、その点について、建設課長はどのような考えをお持ちであるのか。

また、この工事の変更の内容について、これで私3回目ですので、最終的にも、まだまだ確認をしたい部分がありますので、産業建設常任委員会のほうでも再度お伺いしたいと思いますが、今の設計の段階での状況というものについて、建設課長のお考えをお伺いします。

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

○建設課長 (米田和弘君) 七良浴議員の御質疑にお答えいたします。

少しの湧水でも、もっとう、何と言うのかな、最悪を想定して設計する必要があったのではないかということではあるんですけれども、既設道路を保持するための山止め台ということになっておりますので、工事の状況によっては、それで十分耐えれたのだ

と判断しておると考えております。しかしながら、実際、工事車両につきましても、その既設道路のほうを通る必要がありますので、安全を期して、鋼材をもっと強度のあるものに変えたというような状態でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） この釜滝柴目線については、何度となく変更がされてまいりました。この町道について、このように何遍もあるわけでございますけれども、他のそういうふうな工事では、特別なんですか、この工事が。それからもう1点と、お聞きしておきたいのは、設計業者ですね、現場に来てるんかどうか。中には、もう下請の下請という形で、現場に来ない、もう今は伝達の方法がありますからね、ネットとか、それを使っただけ。そういうふうなところの心配をするわけでございますけれども、やはりそういうふうな、現場を見て、そして設計等に取り組んでおられるのかどうか、その辺の状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

（建設課長 米田和弘君 登壇）

○建設課長（米田和弘君） それでは、美濃議員の御質疑にお答えいたします。

釜滝柴目線、大きな工事でありますので、議決案件となっております。ほかの工事でも、変更等あるのかという御質疑だったかと思っております。工事の変更につきましては、当初の設計と異なってきた数量であったり、工法であったり、歩掛であったり、そういった部分が変わってきた部分については、変更はございますので御理解賜りたいと思っております。

それと、設計業者が現地のほうに来てるのかという御質疑だったかと思っております。

こちらのほうの橋梁の設計業者は、現地のほうに来て、ボーリング調査であったり、現地調査であったり、しっかりと確認はいただいた上で設計をいただいております。

以上でございます。

（建設課長 米田和弘君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） ということは、そうですね、現場の確認もきちんとでき

て、それなりにそういう下準備ができた上で設計されていると、そういうふうなことで見てよろしいんですか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるように、現地のほうをしっかりと確認して、設計のほうはしてございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第63号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第69号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の補欠選任の同意
について

○議長（伊都堅仁君） 日程第6、議案第69号、国民健康保険野上厚生病院組合議会の議員の補欠選任の同意について、議題とします。

本案については、美濃良和君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定により、美濃良和君の退場を求めます。

（美濃良和君 退場）

○議長（伊都堅仁君） それでは、説明を求めます。

町長、小川君。

(町長 小川裕康君 登壇)

○町長 (小川裕康君) 議案書の3ページをお願いいたします。

議案第69号、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の補欠選任の同意について。

次の者を国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に補欠選任したいので、国民健康保険野上厚生病院組合同規約第5条第5項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

令和4年9月13日提出です。

氏名は美濃良和、生年月日は昭和26年2月25日、住所は紀美野町三尾川761番地でございます。

提案理由でございますが、廣瀬隆一議員が令和4年8月27日に御逝去され、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に欠員が生じたことに伴い、同組合同規約第5条第4項の規定に基づき、紀美野町長宛てに通知がございました。それを受けまして、同規約第5条第5項の規定に基づき、補欠選任するために提案するものでございます。

以上で議案第69号の説明とさせていただきます、どうかよろしくをお願いいたします。

(町長 小川裕康君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 本案については、質疑及び討論を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑及び討論は省略することに決定しました。

これから議案第69号、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の補欠選任の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長 (伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第69号は同意することに決定しました。

美濃良和君の入場を許します。

(美濃良和君 入場)

○議長 (伊都堅仁君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 4時31分)

再 開

○議長 (伊都堅仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時31分)

○議長 (伊都堅仁君) 本日の会議時間は、議事の都合により延長します。

◎日程第7 発議第2号 安倍元首相の国葬の中止を求める意見書案について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第7、発議第2号、安倍元首相の国葬の中止を求める意見書案について議題とします。

提出者、美濃良和君、説明を求めます。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) それでは、発議第2号について、御説明申し上げたいと思います。

この安倍元首相の国葬の中止を求める意見書でございますけれども、先ほど、皆様方にお配りいたしましたこのアンケート調査ですね、世論調査の新聞社等の。ここにあるように、時事通信、NHK、JNN、日経と、それから共同通信、LINE、長崎新聞、南新聞、熊本日々新聞、それぞれ皆この反対が多くなっております。

さらに、これ、議会が始まった9月6日の新聞では、さらにそれに加えて、毎日、朝日、読売、もう1社あったかな、というところがさらに、反対が増えました。特に、読売新聞が9月2日から4日にかけて実施した、この数字も大変大きな数字で、賛成が38に対して、反対が56と、こういうふうな状況になっています。

そういう四大紙では、あともう産経を除くだけというふうになってるわけでございますけれども、圧倒的に反対が多いと。この国葬をするについて、閣議でもってやってるわけでございますけれども、閣議であればできるとか、できやんとかの問題ではなくて、実行する行政の側として、政治をする側として、こんだけ国民が反対すると、まさに国民の声と乖離した形で物事を進めていくということは、これはあってはならないことだというふうに思います。こんな形で進められていくと、今、憲法を変えようというふうな、まさに統一教会やら、亡くなった安倍首相もそうございましたけれども、そういう方々がやろうとしている緊急事態条項ですね、昔、ヒトラーが世界最高のワイマ

ール憲法を変えて、そして自分たちの都合のいいように、独裁政権に持っていくために変えた法律ですね。全権委任法という法律でもってやっていったと同じことが今憲法の改正案として、自民党のほうで持っているようでございますけれども、まさにその先取りをするような形で、閣議決定で物事を進めようとしています。

こういうふうな形でされていった場合に、本当にこれから国会が我々一般国民と乖離してしまう、しかも今まで国葬ってというのは、本来はやれないんですよね。吉田茂という戦後初めての首相が、これは戦争を終結させたということでやったようでございますけれども、その後、現憲法の下ではできないということで、そういう法律がなくなってしまっていると。そういうふうな等々考えても、このような行為はあってはならないというふうに思います。

そういうことから、今、圧倒的に、全国的にも、また紀美野町内においても、そういうふうな声がある中で、この意見書案を提案させていただいているわけでございます。

提出者は町議会議員の私、美濃良和と、賛成者は、町議会議員の田代哲郎でございます。

安倍元首相の国葬の中止を求める意見書案で、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定によって提出いたします。

意見書案については、次のページになっておりますので御高覧いただけたらというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

すみません、今御指摘があったので、この提出者は私、美濃良和、賛成者は田代哲郎議員です。

以上、よろしく願いいたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから発議第2号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

10番、美野勝男君。

(10番 美野勝男君 登壇)

○10番（美野勝男君） 安倍元首相の国葬の中止の意見書提出に反対討論を行います。

安倍元総理においては、歴代総理大臣の中で激務の中、8年を超える最長期間務められたこと。この間において、数々の政策推進・実現をされてきました。多くの功績があったと私は思います。

また、この就任期において、外交面にも力を入れてられました。壮絶な死に対し、外国からの弔意が多くあったことでも分かります。外国の弔問者も多くあると予想されるところであります。

加えて、政治活動中における事件での残念な死を遂げられたことでもあり、国葬については、国政において決定し、実行されていくべきことであり、あえてここで中止を求めていくことは考えなければならないということで、中止の意見書提出には反対いたします。

以上です。

（10番 美野勝男君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） 意見書の提出について、賛成討論を行います。

さきの参議院選挙終盤の7月8日、応援演説中の安倍晋三元首相が銃撃され、死亡しました。いかなる理由があろうとも、暴力により人の命を奪うことは断じて許されません。しかし、選挙直後に岸田首相が突然安倍首相の葬儀を国葬にすると発表し、議論のないまま、9月27日にとり行う旨、閣議決定したことについては、強く抗議するとともに、国葬への反対を表明します。

政府は国葬にする理由として歴代最長の任期期間と内政・外交での大きな実績を上げていますが、集団的自衛権行使に係る強制的な憲法解釈変更や、森友学園に係る公文書改ざん、桜を見る会の問題など、安倍政権の民主主義の根幹を揺るがす政権運営に多くの国民は、この十数年来、何度憤ってきたことか分かりません。

そして、数々の疑惑は今なお未解決のままになっており、さらに今回の銃撃事件の背景にある旧統一教会に関与した国会議員は実に安倍派に集中しており、国会議員と宗教法人との依存関係、政治と宗教の在り方こそが問われなければならないと思います。

安倍元首相の政治家としての評価は歴史的経過の中で、主権者周辺が下すべきものであり、そもそも安倍氏退陣直前の支持率は、支持するが34%、対して支持しないが47%であった事実を厳粛に受け止めるべきです。これはNHKによる世論調査の結果です。

重ねて、法的根拠がないままに現政権が独断的に全額国費で行う国葬として、疑惑を美化することは許されるものではありません。

共同通信による世論調査でも、国葬に反対、どちらかと言えば反対が計53.3%で賛成、どちらかといえば賛成の計45%を上回っています。これは7月31日付の調査です。

国葬にかかる予算差し止め訴訟などで市民から反対抗議の声が続々と上がるのが当然のごとく国葬とすることで、憲法改正など、安倍元首相の政治路線を引き継ぐことへの付度が強まり、旧統一教会問題を含め、未解明の問題を追及する勢力に影響することになるのは、それはまさに民主主義の崩壊であり、主権者、国民への冒瀆です。

よって、安倍元首相の国葬に断固反対するものです。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) ほかに反対討論はありませんか。

5番、七良裕 光君。

(5番 七良裕 光君 登壇)

○5番(七良裕 光君) 私はこの意見書案に反対の立場で討論させていただきます。

国葬に対し、様々な意見があることは承知しておりますが、今回は行政権の範囲内で内閣府設置法を根拠に閣議決定されたものであります。

安倍元首相は憲政史上最長となる8年8か月にわたり首相として重責を担い、その間、東日本大震災からの復興、経済再生など、数多くの業績を残し、また国内外から多くの弔意が寄せられているなど、国葬にすることには一つの判断であり、評価したいと思います。

戦前の国葬には国民全体が喪に服する規定がありましたが、戦前の国葬とは違い、決して国民一人一人に喪に服することを求めるものではありません。

その上で、国葬に対する国民の理解を得るために、9月8日に開かれた衆参両院の議

員運営委員会における閉会中審査において、岸田首相が出席し、責務を果たすべく説明され、また引き続き丁寧な説明を続けていきたいと述べております。

以上のことから、この意見書案に反対いたします。

(5番 七良浴 光君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) この意見書案ですけれども、これはもう国民の圧倒的な声が、こういうふうなことで反対の意思を示されております。

先ほどからいろいろ反対討論者の方々は言われておりましたけれども、外国からの要人が来るかどうかというのは、非常に今の話では少なくなってきたと。日本の政治というのは、アメリカが見てたら分かるんだと。しかも、安倍首相はたくさん、あちこち回りましたけれども、そのときに持っていったお金というのが100兆円とかっていうふうなことも言われておりますけれども、たくさんのお金が出ております。それについても、また200人ほどの社長がついていくと。お金を渡しては、この工事はこの社長に、そういうふうなことでやられてきてると。そういう点からも、非常に、外国からの弔問の方々が少ないということにつながっているんじゃないかなというふうに思います。

また、先ほども言いましたけれども、10年やろうと、20年やろうと、これは自民党内のことにほかならないというふうに思います。それは統一教会との関係ですね、安倍首相は10万票の操作ができたとか、また統一教会からの金のつながり等もあったと、そういうふうなことの中で、強い最大派閥を持っておったということにつながっているかということが言われております。

また、閣議でもってやると、これについては、先ほども言いましたように、田代議員の賛成討論にもありました。また、私も申しましたように、この閣議決定というのは、法律を勝手に変えられるいうんですか、今まで戦争法もそうでしたけれども、閣議決定でもってやっていく、あるいは武器輸出三原則についても、これ、閣議決定で外していくと。いろんなことがされてきています。今回も、そういうふうな形で閣議決定でやるということは、先ほど言いましたように、緊急事態条項ですね、憲法を変えて緊急事態条項を入れる、そういう形で国会にかけずに物事を進めていく、その先取りというふう

なことに思われます。

また、お金についても2億5,000万円だというふうに言われておりましたけれども、実は16億円、これもやってみたらどうなってくるんか分からないというふうな心配すらあります。等々、今国民が本当に物価高で困っている、そういうふうな状況の中で、1人の人の葬儀にたくさんの国費を使っていいのかという点から考えても、この安倍首相の国葬というのは、中止以外にないというふうに思います。

そういうことから、私はこの中止を求める意見書の提出に賛成いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立少数)

○議長(伊都堅仁君) 起立少数です。したがって、発議第2号は否決されました。

◎日程第8 選任第1号 常任委員の補欠選任について

○議長(伊都堅仁君) 日程第8、選任第1号、常任委員の補欠選任を行います。

常任委員の補欠選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において総務文教常任委員に上柏皖亮君を指名したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました上柏皖亮君を総務文教常任委員に選任することに決定しました。

◎日程第9 選挙第3号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の補欠選挙について

○議長(伊都堅仁君) 日程第9、選挙第3号、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に七良浴 光君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました七良浴 光君を海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました七良浴 光君が海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33号第2項の規定により、当選を告知します。

◎日程第10 議案第50号 令和3年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第11 議案第51号 令和3年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第12 議案第52号 令和3年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第13 議案第53号 令和3年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第14 議案第54号 令和3年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第15 議案第55号 令和3年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

◎日程第16 議案第56号 令和3年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第17 議案第57号 令和3年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第18 議案第58号 令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第10、議案第50号、令和3年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第18、議案第58号、令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、9議案を一括議題とします。

9月6日に説明が終わっていますので、これから議案第50号に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで議案第50号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第51号、議案第52号及び議案第53号に対し一括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、議案第51号、議案第52号及び議案第53号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第54号に対し質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで議案第54号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第55号に対し質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで議案第55号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第56号に対し質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで議案第56号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第57号及び議案第58号に対し一括質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで議案第57号及び議案第58号に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第50号から議案第58号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第58号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置された決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長及び監査委員を除く全議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、議長及び監査委員を除く全議員を選任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日14日から20日までの7日間を休会とし、21日午前9時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散　会

○議長（伊都堅仁君）　　本日はこれをもって散会します。

（午後　4時57分）